

令和7年

# 三重県議会定例会会議録

(10月2日  
第19号)

第19号  
10月2日



令和7年

# 三重県議会定例会会議録

## 第 19 号

○令和7年10月2日（木曜日）

---

### 議事日程（第19号）

令和7年10月2日（木）午前10時開議

第1 県政に対する質問

[一般質問]

---

### 会議に付した事件

日程第1 県政に対する質問

---

### 会議に出欠席の議員氏名

出席議員 47名

1	番	市野修平
2	番	曾我正彦
3	番	荊原広樹
4	番	伊藤雅慶
5	番	世古明
6	番	市川岳人
7	番	龍神啓介
8	番	辻内裕也
9	番	吉田紋華
10	番	難波聖子
11	番	芳野正英

12	番	川	口	円
13	番	喜	田	児
14	番	中	瀬	之
16	番	中瀬古		美
17	番	廣		耕太郎
18	番	松	浦	慶子
19	番	石	垣	智矢
20	番	山	崎	博夫
21	番	野	村	保夫
22	番	倉	本	崇弘
23	番	山	内	道明
24	番	田	中	智也
25	番	藤	根	正典
26	番	森	野	治治
27	番	杉	本	熊野
28	番	藤	田	宜三
29	番	田	中	祐治
30	番	野	口	正正
31	番	谷	川	栄生
32	番	石	田	成聰
33	番	村	林	正人
34	番	小	林	豊
35	番	東	田	尚広
36	番	長	井	智義
37	番	今	垣	昭信
38	番	稻	垣	
39	番	日	沖	
40	番	舟	橋	幸

41	番	中 嶋	年 規
42	番	青 木	謙 順
43	番	中 森	博 文
44	番	山 本	教 和
45	番	西 場	信 行
46	番	中 川	正 美
47	番	服 部	富 男
48	番	津 田	健 児
欠席議員	1名		
15	番	平 畑	武

---

#### 職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	佐 波	齊
書 記 (事務局次長)	小 野	明 子
書 記 (議事課長)	吉 川	幸 伸
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	橋 本	哲 也
書 記 (議事課係長)	長谷川	智 史
書 記 (議事課主事)	畑 中	鉄 平

---

#### 会議に出席した説明員の職氏名

知 事	一 見	勝 之
副 知 事	服 部	浩
副 知 事	野 呂	幸 利
危機管理統括監	清 水	英 彦
総 務 部 長	後 田	和 也
政策企画部長	長 崎	禎 和
地域連携・交通部長	生 川	哲 也
防災対策部長	田 中	誠 德

医療保健部長	松浦	元哉
子ども・福祉部長	竹内	康雄
環境生活部長	楠田	泰司
農林水産部長	杵屋	典子
雇用経済部長	松下	功一
観光部長	塩野	進
県土整備部長	藤井	和久
総務部デジタル推進局長	横山	正吾
地域連携・交通部スポーツ推進局長	藤本	典夫
地域連携・交通部南部地域振興局長	関	美幸
環境生活部環境共生局長	佐藤	弘之
県土整備部理事	上村	告
企業庁長	河北	智之
病院事業庁長	河合	良之
会計管理者兼出納局長	天野	圭子
教 育 長	福永	和伸
公安委員会委員	村田	典子
警察本部長	敦澤	洋司
代表監査委員	村上	亘
監査委員事務局長	大西	毅尚
人事委員会委員	北岡	寛之
人事委員会事務局長	佐藤	史紀

選挙管理委員会委員

原 田 佳代子

労働委員会事務局長

出 井 隆 裕

---

午前10時0分開議

### 開 議

○議長（服部富男） ただいまから本日の会議を開きます。

### 諸 報 告

○議長（服部富男） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

例月出納検査報告1件が提出されましたので、お手元に配付いたしました。  
以上で報告を終わります。

### 質 問

○議長（服部富男） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。41番 中嶋年規議員。

[41番 中嶋年規議員登壇・拍手]

○41番（中嶋年規） 皆さん、おはようございます。

志摩市選挙区選出、自由民主党の中嶋年規でございます。よろしくお願ひいたします。

私、昨年10月1日に質問させていただきまして、ちょうど丸っこ1年になりました。この1年の間に議場のほうも随分変わりまして、まずは執行部の部長たちの顔ぶれが変わられたり、席が変わられたりということあります。

また、もう一つは、私の議席の隣にみえました三谷哲央議員がお亡くなりになられておみえにならなくなつたということであります。故三谷議員とは、私、県職員時代に、故三谷議員が1期目、2期目のときに会派を超えた勉強会、波動21というグループだったと思いますけれども、そこの波動21のメン

バーと県の執行部のメンバーと定期的な勉強会をされていらっしゃいまして、当時、執行部は村林議員のお父様であったりだとか、前南伊勢町長の小山さんであったりだとか、そういうたったメンバーと故三谷議員たちが勉強会をしているその中に私も加わらせていただいて、県職員時代から三谷議員とはお付き合いをさせていただいておりました。

ですので、私が議員にならせていただいてから北川県政時代に携わらせていただいたことをこの議場でお話しさると、非常にやりと笑ってよくいじられたものであります。今日も一部北川県政の話をしますので、多分天国でやりと笑っていただけるのかなと思うところであります。改めて三谷議員の御冥福を心からお祈り申し上げるところであります。

また、補欠選挙で4名の新人議員の皆さんのがこの議場においていただきました。二元代表制の一翼を担う議会のメンバーとして、共に切磋琢磨してまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

もう一つ、一見知事が2期目を迎えるました。私ども自由民主党も、知事選におきましては全面的に御支援をさせていただいたところであります。改めて当選おめでとうございます。2期目になつても、我々としては是々非々で取り組んでまいりたいと思います。本日も若干苦言を申し上げるようなところもあるかもしれません、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、通告に従つて質問に入らせていただきます。

知事2期目の政策集から伺うということで、3項目ほどお伺いをいたします。

まずは、気候変動に対応した「美し海 水産ビジョン（仮称）」であります。

政策集の中で、美し海という新しいコンセプトを盛り込んだ水産関係の何らかのビジョンを策定する方向と捉えております。一方、既に県では、海洋環境の変化や人口減少、高齢化の進行など、水産業及び漁村を取り巻く情勢が変化していることから、これらに対応するため、計画期間を令和7年度から令和16年度とする新たな三重県水産業及び漁村の振興に関する基本計画を

令和7年3月に策定したところであります。

また、真珠の振興に関する法律に基づき、令和9年までを計画期間とする三重県真珠振興計画も令和5年3月に改正されております。水産業振興政策に関する計画が既にある中、今回の政策集では、新たなビジョンの策定を公約とされていらっしゃいます。

そこでお伺いいたしますけれども、知事が抱く美し海という新しいコンセプトはどのようなものなのか。また、三重県水産業及び漁村の振興に関する基本計画や三重県真珠振興計画が既にある中、水産ビジョンはどのような目的で策定していくのかお伺いをいたします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） いただきました御質問の中身、これはよく分かります。

今まで基本計画があるんやけど、それとこのビジョンとの関係はどうなのかな。こういうことを一般の県民の方々もどう違うんかなと思っている方もおられると思います。きちんと御説明をさせていただく機会を与えていただいたことにまず感謝を申し上げたいと思います。

御案内のように、三重県は日本書紀に美し国として登場しております。非常に住みよいところということではありますけれども、その元はやはりおいしいものがあるところ、特に志摩の国は御食国、日本に三つある御食国の一つとして上げられておりますが、そこは山の幸よりもどっちかというと海の幸が取り上げられて、そして朝廷にも献上された、そういう海産物を産するいいところであるということで全国から認められておるということでございます。

何らかの水産に関する、特にこれは県民の皆さんとか、それからあるいは水産業に携わっておられる方々に、こういうふうに三重県は行政展開をやっておりまして、これからこうやっていきますよということを分かりやすい形で出したいなって思ったのが政策集に入れさせていただいた大本でござります。

そのときに名前は、先ほど申し上げました美し国から取ったんですけど、

公約に入れましたのはそういうビジョンをつくるということを掲げさせていただいて、私自身はこの名前でなければいかんと思っているわけでもないですし、恐らくあれを読まれた県民の皆さんもこうでなきやあかんと思っておられるわけではないと思います。

これはもう3年ぐらい前から、うちの水産部局の人に、アイキャッチャーな何かいい名前はないかと尋ねてきたんですが、なかなかいいものが出てこなかつたので、取りあえずそれをつけさせていただいた。多分今一生懸命考えていただいているので、新しい名前が出てくるんじゃないかと期待をしておるところでございますけれども。

議員御指摘のこの基本計画、これは議会とも御議論させていただいて、令和7年度から令和16年度までの10年間の計画でございます。これに従って行政を展開していくという、水産行政にとってのバイブルみたいなものなんです。

政策集に掲げています水産ビジョンはちょっとそれと違いまして、先ほど申し上げましたとおり、実はこの計画をつぶさに読んでおられる県民の方ってそんなに数はおられないんじゃないかなと思いますし、それから、水産業の方もこれをつぶさに読んで、こういうことをしていくんだということまで考えておられる方もそんなに多くはないんじゃないかなというふうに思っております。

今度11月に全国豊かな海づくり大会がございます。それで三重県の水産業は日本、できたら世界にも発信をしていきたいと思っています。そこで、水産業の方々にはプライドを持っていただいていると思うんですが、そのプライドを再度思い起こしていただいて、さらにその持つておられるプライドを前に進めるために、三重県の水産業というのはこんなにいいんですよと、こんなに優れているんですよということを、県外の人にも、県内の県民の方々にも、水産業に携わっている方にも、携わっていない方にも、三重県の水産業というのはこんないいところがありますよというものを分かりやすく打ち出していくというところが、今回公約に掲げたビジョンに持たせる意味であ

ります。

それと、もう一つは、この基本計画をつくりましたときには、実は黒潮の大蛇行が終息するってまだ発表もされていませんでした。黒潮の大蛇行が終息をして、水温もありがたいことに三、四度下がっているという実態もあります。そういった時点修正もそのビジョンの中には入れたいなと思っておるところでございまして、ビジョンをつくるに当たっては、できれば私も出向かせていただいて、水産業の方々とも膝詰めでお話もさせていただいた上でつくっていきたいなというふうに考えているところでございます。

[41番 中嶋年規議員登壇]

○41番（中嶋年規） 御答弁ありがとうございました。

水産ビジョンについては、三重県水産業及び漁村の振興に関する基本計画とは異なるものではなく、それを分かりやすく、かつそれを漁師の皆さんとかが御覧になられて、自分の仕事にプライドを持てるようになると、また、その時点の修正をされるとか、そういった趣旨でおつくりになられるということで一定理解させていただきました。

私たち県議会のほうも、山崎博委員長の下、豊かで美しい三重の海づくり調査特別委員会というもので現在調査をさせていただいております。そこで出てきた提言等をぜひともそのビジョンのほうにも反映させていただければ、時点修正の1点としてお願いしたいと思うところでございます。

それでは、2点目に入らせていただきます。

データに基づいた「インバウンド誘客計画（仮称）」であります。

県では、令和6年3月に令和8年度までの三重県観光振興基本計画を策定し、その中にデータに基づいたマーケティングの推進やインバウンド誘客を取組内容として位置づけております。また、インバウンド対応人材の確保も取組の内容としております。

インバウンド誘客の現状でありますけれども、外国人の延べ宿泊者数の新型コロナウイルス感染症発生前からの回復率が、令和6年は全国最下位、令和7年1月から6月までの速報値で全国38位と低位にございます。こうした

中、インバウンド政策に注力する必要性は理解するところでございます。

そこでまずお伺いしますけれども、なぜ三重県はインバウンド誘客が弱いのか。その原因をどのように分析しているのか。観光部長のほうにお尋ねしたいと思います。

観光部長は着任されてすぐでございますけれども、それだけに外から見た三重県というところの視点もあるうかと思いますので、なぜ三重県はインバウンド誘客が弱いのか、その原因をぜひともお教えいただきたいと思います。

【塩野 進観光部長登壇】

○観光部長（塩野 進） 三重県のインバウンドが弱い原因についてお尋ねをいただきましたので、お答えを申し上げます。

県では現在、統計データの分析や先進地の視察、観光関係者へのヒアリングなどを通じてインバウンド誘客の課題等について整理を進めております。

主な課題ですが、まず、インバウンドの旅行者の方が入国時に利用する空港についてです。全国では、成田空港、羽田空港、関西国際空港の3空港で入国者の約70%を占め、中部国際空港の割合は約3%にとどまっております。

一方で、本県を訪れるインバウンドの旅行者の方は約65%が中部国際空港から入国をされているのが現状です。このことから、東京や大阪から入国する旅行者、これには富士山や京都などを巡るいわゆるゴールデンルートを周遊する旅行者の方も多く含みますが、その方々を本県が十分に取り込めていないということがうかがえるかと思います。

また、別の課題としまして、個人旅行と団体旅行の割合です。全国では、個人旅行の割合が高まり、団体旅行は10%程度となっております。一方、本県では団体旅行の割合が約30%となっておりまして、個人旅行の誘客が遅れているということも課題の一つと考えているところでございます。

県では、これまでインバウンド誘客に取り組んできたところではございますが、日本を訪れるインバウンドの旅行者の方の数が過去最高となっている今こそ、一層注力すべき時期であるというふうに認識をしているところです。

私自身、本年7月に東京から参りまして、観光部長に着任をして以来、少しずつではありますが、県内を回らせていただきまして、本県には世界に誇れる観光資源がたくさんあるというふうに実感をしてございます。現在、インバウンドの地方分散というものが全国的な課題となっております。本県がインバウンド誘客を積極的に進め、その受皿となることが、日本の観光行政全体の課題解決にもつながると信じましてしっかりと取り組んでいきたいというふうに考えております。

[41番 中嶋年規議員登壇]

○41番（中嶋年規） 御答弁をいただきました。

中部国際空港からの入国がインバウンドのお客様全体の約3%というのは、私、そんな低いとは存じ上げておりませんでしたので、大変衝撃を受けながら、また、個人旅行客が増えている中で、その方々をなかなか引き寄せることができていないというデータに基づいた分析をいただいたところであります。

再質問になるんですが、こういった課題を踏まえて、申し上げたように既存の三重県観光振興基本計画においても、既にインバウンドの取組方向というのを定めている中で、このインバウンド誘客計画（仮称）を今回の政策集に挙げられた、これはどのような目的で策定していくのか知事にお伺いしたいと思います。

○知事（一見勝之） インバウンドを増やすべきやいけないという問題意識は議員から御指摘いただいたとおりでもあります。そして、先ほど観光部長が御答弁を申し上げたとおりでございますけれども、何とかインバウンドを盛り上げていかなければいけないというところでございます。

議員から御指摘いただいた観光振興基本計画、これは令和6年3月に条例に基づいて定めたもので、御指摘のように計画の2-3という章立ての中にインバウンド誘客というのは確かにございます。ただ、当然ですけど、計画そのものがインバウンドに特化した計画ではないと。そして、観光の中で特に注力しなきやいかんのは、三重県としてはやっぱりインバウンドであろう

と。

先ほどの計画は、インバウンドに関して総括的な記載になっておりますので、例えばインバウンドに関して重点的に取り組む市場はどこなのかとか、プロモーションの具体的な手法をどうやっていったらいいのかとか、海外のSNSの発信する人を使うというのもありますし、あとは受入れ環境の整備、これは何より大事なんですけれども、基本計画の中に詳細には書いていないんですが、今、各地ではインバウンドのオーバーツーリズムが問題になっているんです。

三重県はこれからインバウンドを増やしていくべきやいかんのですけど、増やしていくに当たって、各地で失敗を重ねているところもあるオーバーツーリズム、これは先進事例に学ぶことができますので、そういう失敗を重ねないようにしながらインバウンドを増やしていく。そういうこともやっていこうというふうに思っておりますので、そういうものに特化した計画をつくりたいと考えているところでございます。

[41番 中嶋年規議員登壇]

○41番（中嶋年規） 今回のインバウンド誘客計画というものは、観光振興基本計画の中では総括的に記載されているので、インバウンドに特化したものとしてつくりていきたいということで、先ほどの冒頭に質問させていただいた水産ビジョンとは若干異なる性格のものなのかなという理解をさせていただきました。

国のはうでも第5次の観光立国推進基本計画が今後つくられていく。それを受け、三重県のはうも観光振興基本計画を見直していくことになるというふうに思っております。そうした動きの中で、このインバウンド誘客計画がインバウンドに特化したものとして先行してつくられていくということになると、それはそれでいいんですけども、それがまた新たな観光振興基本計画のはうにしっかりと反映させていただくということで、インバウンドもしっかりと取り組んでいく。観光振興基本計画に基づいて、三重県の観光政策全体もさらに前へ推し進めていくという、その辺りの見えやすい体系という

んですかね、それをぜひつくっていただく中でお示しを賜りたいと思うところでございます。

今回は取り上げませんでしたが、今回の政策集の中で新型感染症対策マニュアル、これは先日稻垣議員も質問されました、これをつくりましょうということも書かれていたり、あと三重の未来農業ビジョン（仮称）の策定だとか、ジェンダーギャップ解消基本戦略（仮称）の策定、それから移住促進計画（仮称）及びUターン推進計画（仮称）の策定と、これはマニュアルとかビジョンとか戦略とか計画の策定を進めるということがたくさん公約の中に入っていますらっしゃるなど。

1期目においても、様々な計画等を策定してこられたと思っております。これらの計画等が体系的であればいいなと思うんですけれども、私から見るとどうも細分化しているだけで、その進行管理にもかなり労力を割かれているのではないかなど。ちょっとうがった言い方ですけれども、計画の策定そのものが目的となっていないか、屋上屋となっていないか、若干危惧するところであります。

そこでもうちょっとお伺いいたしますけれども、施策の方向性を取りまとめるビジョンや計画等は細分化することなく整理、統合し、取り組むべきことを明確化、集中させることによって、より成果を生みやすくなるのではないかと私は思いますが、御所見をお伺いいたします。

○知事（一見勝之） 御指摘のとおり、計画づくりが目的になってはいけないのはおっしゃるとおりだと思います。そこは心していきたいと思っています。また、御賢察のとおり、水産ビジョンとそれから観光のインバウンド計画、これは親計画があった場合にそれぞれ性格が違うというのも御指摘のとおりでございます。

前回、御同僚の稻垣議員に御答弁申し上げた感染症のマニュアル、これも実は性格がちょっと違いまして、感染症マニュアルというのは時の執行部がそれを見て何をやればいいのかというのを一覧で分かりやすく、それも簡潔に書くというものでございます。

大きく言いますと、計画、あるいはプラン、ビジョン、名前はいろいろありますけれども、取り組むべきものを明確化したもの、これについては議員のおっしゃるとおりでございまして、分かりやすく書くもの、大きく言うと三つぐらいあるのかなと。一つは、執行部が直ちにやらなきやいけないことをタイムライン的に明らかにするということ。それから、もう一つは、県民の皆さんにも分かりやすく、あるいはその業務に従事している人に分かりやすいものをつくる。これは水産ビジョンのようなものでございますけれども、それが一つのカテゴリーにあって。

もう一つのカテゴリーとしては、計画は計画なんですけど、特化した計画という意味では、観光のインバウンドもそうですし、それからジェンダーギャップもそうです。大本に人口減少対策方針がございますので、あるいはUターン、Iターンを促進する移住の計画もそうです。これはどちらかというと議員御指摘のようにやり方として二つやりようがあると思います。

一つは、大本の人口減少対策方針でありますとか、あるいは観光振興基本計画、例えばこれを改正してインバウンドの部分を膨らませる、これはあり得ると思うんですけれども、そうしたときにほかも変更せんとあかんところがあるんじゃないとか、時間がかかってしまったりすることもある。それから、一部が物すごく詳しくなってほかとのバランスを欠くということもあり得ると思いますので、今回は計画を独自につくろうと思ったので、論理的には議員のおっしゃるとおりでありますてどちらもあり得る。

かつ両方どちらもやるときに気をつけなきやいけないのは、これはもう議員御指摘のとおりで、それを目的化したり、時間をいたずらにかけるということはしてはいけないというふうに思っております。

今まであった例で言うと、三重県医療計画というのが実はあるんですが、その下に医師確保計画があったり、それから病院をどうするかという地域医療構想があって、もちろん親元の計画を修正してそこの中に入れ込んでもいいんですけども、より分かりやすくし、かつその課題となっているところを集中的に議論するという意味でも、個別の計画をつくるというのはあり得

ると思っておりますので、どういう形が一番いいかというのも含めて、これから御指摘もいただきながら、御指導もいただきながら、我々としては進めていきたいと思っております。

〔41番 中嶋年規議員登壇〕

○41番（中嶋年規） いろんな計画、ビジョン等がある、つくっていただきているという趣旨が今日は少し分かったところもございます。確かに策定をする意義というのもあろうかと思います。

その方向性を明記することで、特に今すぐ取り組まなきやいけない課題に対して、場当たり的な対応ではなくて、しっかりと方向性を定めた取組をしていく必要があるとか、説明責任を果たすとか、そうした観点での策定の意義もあるということも一定理解するところでありますけれども、計画等をつくる労力とか、それを進行管理する労力とか、機会費用を最小化することもぜひ努力いただいて、その分はやっぱり県民の便益に回せるような県政運営をぜひともお願いしたいと思います。ありがとうございます。

政策集から3点目に入らせていただきます。

社会資本整備の確実な推進とそのための地域建設産業の対応力の強化についてお伺いをいたします。

防災・減災、国土強靭化はもちろん、社会インフラの整備によって産業や観光の振興につながるストック効果が発現する効果的かつ計画的な取組が強く求められております。また、それを実行する地域建設産業の育成、支援は喫緊の課題でありまして、具体的な取組を期待するところであります。

県では、かつて具体的な県管理道路の整備箇所と完成目標年度、必要とする予算を明記した北川県政時代の道路整備10箇年戦略や、野呂県政では15年計画とした新道路整備戦略を策定してまいりました。県民や建設業者にとって先の見通せる計画を策定し、実施してこられました。

鈴木県政において、財政状況の悪化や維持管理費の増大などを背景に新道路整備戦略を見直し、平成23年度からは道路整備方針を策定し、それに基づく3年間の短期的な道路事業計画をつくり、公表へと切り替わって現在に

至っております。

地域の建設業者からは、3年間という短期的な計画ではなく、改めて先の見通せる社会インフラ整備の計画を策定できないかとの声がございます。また、市長、町長からも、県の整備と合わせて市や町も投資をするため、少なくとも5年から10年先を見通せる計画が望ましいという声も聞かせていただいたところであります。こうした先を見通せることで、地域建設産業も新たな投資や経営体制強化に取り組むことができる考えます。

そこでお伺いいたしますけれども、政策集で掲げたやるべきことの実現のため、まずは県内建設産業への優先発注をより進めいかれる考えはあるのか。

また、かつての道路整備10箇年戦略のような具体的な整備箇所、完成目標年度、必要とする予算などを明記した中期的な先の見通せる社会インフラ整備計画を策定することは考えていないのか、県土整備部長にお伺いをいたします。

[藤井和久県土整備部長登壇]

○県土整備部長（藤井和久） 議員からお尋ねのありました県内建設業者への優先発注及び公共事業の中長期的な整備計画についてお答え申し上げます。

まず、地域建設業の皆様は私たちにとってパートナーであり、日頃は暮らしと経済を支えるインフラ整備、維持管理の担い手であるとともに、災害時には最前線で安全・安心の確保を担う地域の守り手として重要な役割を担っております。今後もこれらの役割を果たしていただくためには、地域の建設企業が適正な利潤を確保し、将来にわたり存続し続けることが必要であると考えております。

三重県における建設工事は、発注方法の取扱いを定めて統一的な運用を図っており、県内建設企業が施工可能な工事につきましては、競争性を確保した上で県内建設企業を対象とした発注を原則としております。今後も引き続き県内建設企業で施工可能なもののは、県内建設企業への発注に努めてまいります。

次に、中長期的な見通しを示す社会インフラ整備計画の策定についてでございますけれども、県土整備部においては、これまでに議員から御説明いただきましたとおり、平成10年度に道路整備10箇年戦略、平成15年度に新道路整備戦略を策定し、路線名、事業箇所、事業延長、整備スケジュール等を公表してきました。

しかしながら、平成10年代後半に入り、公共事業を取り巻く財政状況が厳しくなり、中長期にわたる道路整備計画を策定することが困難な状況となつたため、平成30年度からは事業実施箇所や3年以内の供用予定箇所等を取りまとめた道路の整備に関するプログラムを毎年度策定し、公表しています。

議員御指摘の中長期的な社会インフラ整備計画の策定については、その必要性を認識はしているところでございますけれども、裏づけとなる将来的な予算の見通しが不透明な中、現時点におきましてはなかなか策定が難しいと考えているところでございます。

一方、本年6月には、国において令和8年度から5か年を計画期間とする事業規模20兆円強程度の第1次国土強靭化実施中期計画が閣議決定されました。県においても、中期計画に基づき、国土強靭化に関する新たな5年後の達成目標を設定して見通しを示すとともに、国土強靭化予算もしっかりと活用しながら安定的、持続的な事業量の確保に努め、県民の安全・安心の確保、暮らしと経済を支えるインフラ整備をしっかりと進めてまいります。

[41番 中嶋年規議員登壇]

○41番（中嶋年規） ゼひ県内で受注可能な事業の量を頑張って増やしていくだきたいと思いますし、可能な限り先の見通せる計画が立てられるものについては先を見通したものを、個別の事業でも構いませんので、努力をいただいてお示しいただくようにお願いしたいと思います。

それでは、2項目めの質問に入らせていただきます。

令和8年は三重県誕生から150年の節目であります。県では、三重県誕生150周年記念事業推進会議を立ち上げ、府内各部局と連携して事業の企画と着実な推進を図っていらっしゃいます。本年2月26日開催の第3回会議の資

料をお示しします。

(パネルを示す) コンセプトは、三重県の未来を創造し、次の50年へ、キーワードは、主役は子どもたちとして記念事業を展開することとされております。令和8年1月から四半期ごとにオープニングプログラム、コアプログラム、夏休みプログラム、エンディングプログラムと銘打って、三重の自然、食、文化、歴史、人、地域、産業など、多様な魅力を子どもたちが知る、楽しむ、学ぶことができる事業、三重県の未来を考える、描く、語る機会を創出する事業を展開していくこと。これらを市町や企業、団体パートナーと連携して取り組むこととされております。

これも同じ会議の資料でございますけれども、(パネルを示す) 主な事業例としては、記念動画の制作・放映、熊野古道の歴史、文化、自然に係る学びの機会の提供、伊勢志摩国立公園指定80周年に向けた体験イベント、斎宮跡発掘55周年の節目に合わせ、発掘調査の歩みを振り返る斎宮への情熱展の開催などが検討されております。

そこでお伺いいたしますけれども、三重県誕生150周年記念事業について、現時点での検討状況はどのようになっていますでしょうか。

また、来年はG7伊勢志摩サミット開催から10年目の節目ともなります。このことを踏まえた記念事業は検討されているのか御答弁をお願いいたします。

[長崎禎和政策企画部長登壇]

○政策企画部長（長崎禎和） それでは、三重県誕生150周年記念事業ほかにつきまして御答弁させていただきます。

本県を取り巻く環境の変化、とりわけ人口減少への対応など、困難な状況に直面をしておりますが、これまで先人たちが築き上げてきました歴史、文化、様々な困難を乗り越えてきた経緯、経験、何よりもこのすばらしい郷土・三重県を未来につないでいかなければならないというふうに考えております。

この次の50年、それから200周年に向けて県民が一体となり、未来に

向けた希望を見いだすことができるよう、三重県誕生150周年記念事業を実施していきたいと考えております。

この記念事業のコンセプトは、先ほど議員から発言がございましたように、三重県の未来を創造し、次の50年へ、次代を担う子どもたちを主役に置くこととしております。また、この記念事業につきましては、三つの視点、一つ目は温故知新、それから二つ目は地域の絆、三つ目は希望・笑顔、こういった視点を踏まえまして事業を展開していきたいというふうに考えております。

三重県誕生150周年という佳節を刻むに当たりまして、温故知新として先人たちが築き上げてきた歴史に学び、県民の一体感、地域の絆を高めるとともに、次世代を担う子どもたちに希望と笑顔を届けることで、三重の歴史を未来につないでいきたいと考えております。この三つの視点に基づきまして事業を検討しているところでございます。

まずは令和8年4月から5月にかけて150周年を記念する式典、それから、50年前に埋設をいたしましたタイムカプセルの披露式などを執り行いたいというふうに考えております。加えて、県民の方々の思いを絵画、写真、あるいは作文などの形で募りまして、未来につなぐプログラムを検討しております。

150周年の取組を県民に届けていくに当たりまして、県だけではなく市町や企業、団体等の皆様方と連携した取組も進めていきたいと。これにつきましては、御協力いただきます企業、団体等のパートナー登録なども考えているところでございます。

最後にG7伊勢志摩サミットとの関連につきまして、本県の歴史を振り返るに当たりまして欠かすことのできない非常に重要なイベントであったと承知をしております。150周年の取組によってG7伊勢志摩サミットを県民に振り返っていただくための取組も併せて検討してまいります。

〔41番 中嶋年規議員登壇〕

○41番（中嶋年規） 三つの視点で、三つの観点から事業を構築されていくと。それを未来につなげるような事業構築をこれから具体的に弾込めもしていく

という御答弁をいただいたところであります。

ぜひ県民参加型のみんながとてもわくわくするような事業を、いろいろとアイデアをいっぱい出していただきたいと思うところでございますし、伊勢志摩サミットのときに三重県民宣言というのをされましたよね。その中で、日本の文化聖地ということを語っていただきました。日本の文化聖地だというところのこのコンセプトをもう一回振り返っていただいて、それをただ単にサミットってこんなのでしたねって言うだけじゃなくて、日本の文化聖地の三重県として、独自の事業というのももぜひとも知恵を絞って、私が具体的にお示しできればいいんですが、なかなか知恵がありませんもので、皆さんの英知を結集していただいていい事業をつくっていただきたいと期待するところでございますので、よろしくお願ひします。

それでは、三つ目に行きます。

公共水域の適正管理のために～その2ということで、その1は令和5年2月28日の一般質問でさせていただきました。その際、志摩市から要望が出された浜島港の港湾区域に放置された廃船処理について早急な対応をお願いさせていただきました。（パネルを示す）そのときの状況でありますけれども、令和5年2月時点で78隻の放置廃船を確認したところであります。

県としてもこの課題を真摯に受け止めていただきまして、若尾前国土整備部長も現地を視察いただき、浜島港及びその周辺海域における船舶の放置状態を解消し、景観保全及び公共水域における良好な環境を確保するため、志摩市、県、海上保安庁を構成員とした浜島港及び隣接する一般海域における放置船対策会議を設置いただきました。

港湾区域内の放置船所有者への撤去指導など、必要な対策に取り組んでいくとともに、まずは浜島港港湾区域内の廃船処理について行政代執行を行うことを決断いただき、その結果、3日前の9月30日に浜島港放置船撤去に係る行政代執行終了宣言が行われました。この速やかな取組に心から感謝を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

令和5年2月の一般質問では、先行する他都道県の取組を示し、こちらで

ございますけれども、（パネルを示す）これらも参考に、本県においても防災、生活環境保全、産業振興などの観点から、公共水域における放置船の解消や対策を強化する条例の制定に取り組むべきではないかと提言をさせていただきました。

これに対しまして、県土整備部長の答弁は、他都県の条例の効果や課題などを調査しまして、本県が課題としている一般海域も含めた放置廃船の対応に有効なのか、条例の必要性について様々な面から、他部局とも連携しながら検討したいと考えておりますといただいております。

そこでお伺いいたしますけれども、こうした放置された廃船による船舶の航行障害、海洋環境への悪影響、景観の悪化、漁業への影響などといった課題を一般海域においても解消するための条例制定に向けた検討状況をお伺いいたします。

[藤井和久県土整備部長登壇]

○県土整備部長（藤井和久） お尋ねのありました一般海域における放置船対策を推進するための条例についてお答え申し上げます。

浜島港では、令和7年3月から実施した行政代執行等により30隻の放置船を撤去しました。しかしながら、周辺の海域において、港湾区域で7隻、一般海域で54隻の放置船が確認されています。港湾区域の7隻については、令和8年度に行政代執行等で放置船を撤去する予定でございますけれども、一般海域の54隻につきましては、撤去のよりどころとなる法令がないため、撤去することができない状況となっております。

このような状況を踏まえまして、一般海域の放置船対策を推進するための条例の制定を目的としまして、有識者で構成されます三重県一般海域管理条例（仮称）あり方検討会を設置し、9月17日に第1回あり方検討会を開催したところでございます。今後もあり方検討会で議論を進め、12月の常任委員会において条例の概要をお示ししたいと考えているところでございます。この条例の制定により、一般海域を含めた海域の放置船の解消にしっかりと努めてまいります。

[41番 中嶋年規議員登壇]

○41番（中嶋年規） 大変前向きな御答弁を賜りましてありがとうございます。

12月には条例の概要も一度お示しいただけるということでございますので、しっかりと注目をしていきたいと思います。

ほかの県の条例ですと、例えば指導とか警告、命令みたいなところとか、従わない場合には氏名と違反事実の公表とか、是正が見られない場合には船舶の強制移動と保管と船舶の処分、さらに災害時に船舶による避難等を妨げた者に対する罰金、知事の警告に従わない場合、調査に協力しない場合等の過料といった厳しい毅然とした対応措置を規定した条例もございます。そうしたものも参考にしていただきながら、ぜひとも実効性のある条例をつくっていただくことを大いに期待するところではございますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、4点目に入らせていただきます。

まずはこの図を御覧いただきたいんですが、（パネルを示す）これは全国の自殺者数の年次推移でございます。一番上の黒い線を御覧いただきますように、全国では自殺者数はコロナ禍を経て全体として減少傾向にあります。

本県では、三重県自殺対策行動計画を基に、自ら命を絶つ方を少しでも減らそうと努力し、令和5年のデータでは、本県の自殺死亡率は全国平均0.174と比較して0.158、全国37位と自殺者数は低位であり、その成果が出ているものと思います。

一方で、国内では小・中・高校生など若年者の自殺は増加傾向にあります。（パネルを示す）こちらになりますが、一番上の水色のラインでありますけれども、小・中・高校生の自殺者数の年次推移は年々上がっているところであります。さらにその中でも特にこちらの図でありますけれども、（パネルを示す）図の右側、女性の若年者の自殺事例は増加傾向にあるという結果が出ております。

若年者が抱えるストレスや不安は多種多様でありまして、相談先が十分知られていない、あるいはアクセスしづらいケースがあることも想定されます。

本県においては、若年層の自殺予防として、こころの医療センターのユース・メンタルサポートセンターMIEが精神医療に係る専門的アドバイザーを学校へ派遣する事業を令和6年度から教育委員会と連携して実施し、一定の成果が出ていると思われます。

また、若者に対するこころの健康づくりセミナーの開催、若者に対する啓発活動の強化、子どもや教員、保護者など周囲の大人も含めた動画教材を用いた自殺予防の啓発、三重いのちの電話の開設などに取り組んでおり、全国的に見てもその取組は評価できると思っております。

一方で、全国的にこのような傾向がある中で、今のところ三重県内では若年者の自殺者数というのはそんなに急激に増加しているわけではありませんけれども、改めて小・中・高校の教育現場におけるメンタルヘルス教育や学校と地域との連携について、さらに強化する必要がないのかをお伺いしたいと思います。

また、併せて、こども家庭庁では、精神科医に加え、心理士、精神保健福祉士、弁護士、NPO、インターネットの専門家など、多職種な専門家で構成することも・若者の自殺危機対応チームを令和5年度から都道府県、政令指定都市に設置し、自殺未遂歴や自傷行為の経験、自殺の可能性が否定できない等がある子ども、若者への対応が困難な場合の学校や地域への助言等を行う体制整備の強化に国10分の10の補助で進めています。全国では、令和6年度中に設置しているのが12府県あります、長野県などの先進的な取組事例も共有されつつあります。

そこでお伺いいたしますけれども、本県においてもアドバイザー派遣事業をさらに強化するため、国のことども・若者の自殺危機対応チームの設置を進めてはどうか。この2点についてそれぞれ答弁をお願いいたします。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長（福永和伸）  それでは、学校におけるメンタルヘルス教育について答弁させていただきます。

今、議員から御説明がありましたように、近年、子どもの自死者数は増加

傾向にございまして、学校における子どものメンタルヘルス教育や自死予防の取組が極めて重要と認識しています。

今、学校では、保健の授業において、ストレスへの対処方法のほか、強い不安感や不眠が続く場合は、身近な大人や医師などの専門家に相談することなどを指導しています。それから、道徳の授業や特別活動の中で、医師や助産師などの話を聞き、生徒同士で話し合う活動を通じて命の大切さについて学ぶ取組も行っています。

それから、学校が子どもの自死リスクを把握した際には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用しまして子どもの心のケアを行うとともに、医療機関、保健所、児童相談所、警察と連携して支援を行っています。

県教育委員会では、県内全ての公立学校に対しまして、児童・思春期患者を受入れ可能な精神科病院のリストを周知するとともに、教職員に対しまして子どものメンタルヘルスに関わる研修会を実施しています。

これに加えまして、本年7月には自死予防のため、子ども、教職員、保護者の3者向けの3種類の動画教材を作成しました。子どもが自他の心の危機に気づく力や、適切に他者にSOSを出す力を身につけ、また、教職員や保護者が子どものSOSに適切に対処する方法を学ぶことのできる内容となっておりまして、私立を含む県内の学校にこの動画教材を周知することで、各学校における子どもの自死予防教育を推進しているところでございます。

今後とも、専門家や関係機関と連携しながら、子どもの自死予防の取組を強化してまいります。

[松浦元哉医療保健部長登壇]

○医療保健部長（松浦元哉） それでは、医療保健部からは、県としての自殺対策の取組、それから御案内のありましたアドバイザー派遣事業について御答弁を申し上げます。

先ほど全国の状況をお示しいただきましたけれども、本県の令和6年の自殺者数は、全体では287人と、これは前年に比べて18人減少をしておるとこ

ろでございます。ただし、そのうち20歳未満の自殺者数は9名と近年横ばいが続いております。

県においては自殺対策を進めるために、議員からも御紹介がありましたけど、様々な取組を行っています。相談窓口の設置などでございますが、その中で若者に対しては特に身近なツールであるSNSを利用した相談ですとか、児童生徒向けの出前教育、あるいは必要に応じてアウトリーチ型支援等も実施しております。

その中で特に自殺リスクの高い児童生徒に対する支援につきましては、学校関係者で行われますケース会議に精神保健福祉士をアドバイザーとして派遣する、これが議員から御紹介のあったアドバイザー派遣事業でございますけれども、それをやっております。

しかしながら、自殺の要因が多様化する中で、例えば貧困とか家庭環境、家庭問題など、法律的な視点からのアプローチ、支援などが必要なケースもあって、現在の精神医療に係る支援だけでは不十分な場合もあることから、学校現場への多角的な支援が必要になってございます。

のために、議員からも御紹介がありました国の令和8年度予算概算要求で拡充されておりましたこども家庭庁が要求しております多職種で参加することども・若者の自殺危機対応チーム、こういったものが活用できないか、これを医療保健部としても前向きに今後活用を検討していきたいと思います。

#### [41番 中嶋年規議員登壇]

○41番（中嶋年規） 様々な取組をしていただいている中で、またさらに国のことども・若者の自殺危機対応チームの設置についても前向きに御検討いただけるということでございまして、ぜひともこれまでの取組の成果についてもしっかりとチェックをしていただきながら、さらに成果が出るようにしていただき、また、新しいチームをもし設置したら有効に活用して、一人でも自ら命を絶つような若者を減らす努力というものをぜひともお願ひしたいと思います。よろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

それでは、最後の質問に入らせていただきます。

大災害発生後の生活環境を少しでも早く快適にするためにということで、このことについて3点お尋ねをしたいと思います。

まず、一つ目は、災害時にトイレパニックを起こさないためにということでございまして、トイレは命と尊厳に関わる緊急事項でございます。発災後3時間で約4割の被災者がトイレに行きたくなり、6時間で約7割の被災者がトイレに行きたくなるという調査結果もございます。大規模災害が発生した後、トイレはかなり早い段階で必要となります。被災地の外からの仮設トイレの支援は、道路啓開が必要であるなどすぐ得られるものではないということも想像できるところであります。

本県では、地域防災計画に仮設トイレの必要基數、備蓄数、備蓄場所、業者との協定などの実務的な規定がなされております。避難所における仮設トイレやマンホールトイレなど、衛生的なトイレ環境の整備に努力するとされております。

新潟県の地域防災計画というのは非常に進んでおりまして、新潟県では、トイレ対策計画として独立した項目を設け、より詳細な整備目標などを規定していらっしゃいます。具体的には、家庭や市町村が備えるべき携帯トイレの備蓄目標の目安が明記されており、避難所ごとの仮設トイレ等の設置基準、設置手順、収集、運搬にわたるフローを詳細に規定しております。

1項目めの質問ですけれども、本県の地域防災計画においても、新潟県の先進事例を参考に、トイレ対策に特化した項目を設け、各家庭レベルまで携帯トイレの数値目標を設定するなど、災害時にトイレパニックを起こさないよう、トイレ対策をさらに充実させてはどうかというのが一つ目の質問でございます。

二つ目の質問でございます。みなしふ設住宅の提供をスムーズにしていただきたいということについてお伺いします。

中森議員を会長とし、自民党議員で構成する三重県宅建促進議員連盟では、定期的に三重県宅地建物取引業協会と勉強会を開催しております。本年6月6日、石川県宅地建物取引業協会の新栄事務局長をお招きし、能登半島地震

における賃貸型応急住宅、いわゆるみなし仮設住宅の提供に関する研修会を実施いたしました。

そのときの資料の一つですけども、（パネルを示す） 詳細な説明はここではしませんが、みなし仮設住宅、いわゆる賃貸借物件で空いているところに避難所から一時的に仮設住宅として避難者の方、被災者の方が入っていただけるというそういった制度でございます。

能登半島地震発災後、みなし仮設住宅などの取組状況を取り上げて御説明をいただいたところであります。発災から1か月たちますと、被災者は避難所を転々とするリロケーションダメージにより疲弊をして災害関連死のおそれが高まるということで、賃貸住宅で空いている物件をみなし仮設住宅として活用し、早期に避難所からよりよい住環境を提供できるよう、その取組を強化されたそうです。

例えばですけれども、一見して自宅に居住することが困難と認められる場合には、罹災証明書の交付を待たずに、みなし仮設住宅への入居の決定ができるように制度運用を改善されたり、基本的には被災者と県または市町村、それと宅地建物取引業者、この3者契約をするというのが原則なんすけれども、県や市町村の行政事務というのは混乱しておりますので、当面の間、被災者と宅建業者との2者契約を可能とし、県または市町村の行政事務が円滑になった段階で3者契約を結び直して遡って公費負担をしてもらうというスキームを適用されたそうでございます。このことで被災者がいち早く避難所からみなし仮設住宅へ入居できるようにしたということでございます。

この石川県での経験を踏まえてお伺いいたしますけれども、みなし仮設住宅について、発災直後は当面の間、被災者と宅建業者との2者契約を可能とする運用は可能か。

また、みなし仮設住宅では、賃借料の上限を行政が設定することとなっておりますけれども、発災前からその上限額を定めておき、発災後の混乱時にもよりスマーズな契約を進められる運用を行うことが可能か。

さらに、みなし仮設住宅には家電や布団などの生活用品が備えられており

ません。県として、事前にその対応をルール化してはどうかということが2項目めの質問でございます。

最後、3項目めであります。被災車両所有者への支援についてお伺いします。

日本の災害法制では、車両被災に対する公的な支援メニューというのがほとんどございません。車両の被害は専ら民間の損害保険会社に任せるという考えが背景にあると考えられます。

公的な支援としましては、自動車を廃車した際の自動車重量税の残存期間分の還付、災害救助法の適用被災区域内であれば、低利で据置期間のある災害援護資金の貸付け、一定の要件の下、自動車税の種別割や環境性能割の減免の措置といった支援策があるものの、なかなか十分とは言えないのではないかなどと思うところであります。

特に三重県では、自動車という移動手段を失うと買物や通院など日常生活に支障が生じる、通勤手段を失うことでの仕事そのものを失う、こうしたおそれがあるなど、自動車そのものを失う以上の損害が発生し得ると危惧するところであります。こうした地域事情も踏まえ、被災車両所有者への手厚い支援策を検討するべきではないかと思います。

例えば公共交通機関の無料乗車券の配布であったりだとか、買い換える際の自動車ローンの利子補給、レンタカー料金の補助、それから、こちらのスライドにありますが、(パネルを示す)日本カーシェアリング協会が災害サポート・レンタカーの無料貸出制度というものをしておりまして、こうしたものの利用支援があります。ごめんなさい、これも詳細な説明は省かせていただきますが、災害サポート・レンタカーということでお車を貸していただけるというものであります。

被災状況が客観的に証明できることを前提に、自家用車を自然災害で失った所有者に対して、より手厚い支援策を期間限定で行うことを検討できないか。この3点について、短い時間ですが、御答弁をよろしくお願いします。

〔田中誠徳防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（田中誠徳）　たくさん質問をいただきましたので、簡潔にお答えさせていただきます。

まず、トイレ対策でございます。

県では、国の防災基本計画に基づきまして、防災に関し、処理すべき事項や業務の大綱を定めた三重県地域防災計画を策定しております。先ほど議員からも御紹介がございましたけれども、トイレ対策につきましては、発災前における避難所での衛生的なトイレ環境の確保や整備、携帯・簡易トイレの備蓄、発災後における携帯・簡易トイレの提供などを定めております。

地域防災計画以外でも、令和3年5月に策定いたしました三重県備蓄・調達基本方針におきまして、災害時における携帯簡易トイレを含めた10品目の備蓄調達の必要数を定めております。また、令和7年3月にスフィア基準への対応や国の指針等を踏まえまして、三重県避難所運営マニュアル策定指針というものを改定いたしました。

今後は、今年度中に作成予定の南海トラフ地震被害想定に基づく避難者数と新たに推計する仮設トイレの必要数やスフィア基準の考え方を踏まえまして、令和8年度に三重県備蓄・調達基本方針を見直すこととしております。見直しに当たっては、市町と意見交換を行いながら、仮設トイレも含めた衛生環境の確保に必要なトイレ数の種類や必要数について検討してまいります。これに併せまして、議員から提案がございました有識者の意見も聴きながら、地域防災計画にも適宜反映していきたいと考えております。

続きまして、みなし仮設住宅の契約についてでございます。

みなし仮設住宅の入居者は、被災の程度を証明する罹災証明書に基づき県が決定いたしますけれども、発災直後に被災者と物件所有者の2者間で契約を締結された場合であっても、後に罹災証明書が発行されてみなし仮設住宅の入居要件に該当することとなれば、遡及して災害救助法の適用となりますので、2者間での締結は可能でございます。

続きまして、みなし仮設住宅の家賃の上限でございます。

これは残念ながらですけれども、国は災害救助法が適用された災害ごとに

上限を決定するということを定めております。ただ、それでは対応できませんので、発災後速やかにみなし仮設住宅を提供するために、三重県賃貸型応急住宅供与用事務処理マニュアルというのをつくりまして、関係団体から家賃上限額の根拠となる情報を収集する方法など、手順の明確化を行ったところでございます。マニュアルに基づいてより迅速に対応できるよう取り組んでまいります。

続きまして、みなし仮設住宅の生活用品についてでございます。

能登半島地震の被災地では、みなし仮設住宅に入居しても生活家電がないために直ちに生活できないといった課題がございました。これを受けまして、本年8月の全国知事会による要請活動におきまして、国に生活家電の購入も災害救助法の対象とするよう要望を行ったところでございます。引き続き被災者の生活環境が少しでも早く快適になるよう、制度の見直しを国に対して求めてまいります。

最後に、自動車を失った所有者に対する支援でございます。

本県においては、移動手段としての自家用車が非常に重要だと考えております。議員から御紹介のありました日本カーシェアリング協会の取組は、9月時点では全国で15の県を含む24の自治体が協定を結んでおります。実際に豪雨被害に遭った際に支援を受けた自治体もございまして、本県としても参考にできる事例だと考えております。

車両保有者への支援を行うに当たっては、住宅や最低限の生活必需品の優先順位や、浸水被害が予見できた場合の責任の所在など、考慮すべき課題も多いと考えておりますが、カーシェアリング協会の取組も参考にしながら、県としてどういった支援ができるかしっかりと検討してまいります。

[41番 中嶋年規議員登壇]

○41番（中嶋年規） 短い時間しかなくて申し訳なかったです。本当に防災対策に終わりはないと思いますので、できることはどんどんどんどん積極的にやっていただきたいと思います。チャレンジする三重県庁を楽しみにしながら、一見知事の2期目を見守っていきたいと思いますので、今後ともよろし

くお願ひいたします。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

## 休憩

○議長（服部富男） 暫時休憩いたします。

午前11時0分休憩

---

午前11時10分開議

## 開議

○議長（服部富男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 質問

○議長（服部富男） 県政に対する質問を継続いたします。21番 野村保夫議員。

[21番 野村保夫議員登壇・拍手]

○21番（野村保夫） 皆さん、こんにちは。会派、自民党県議団、伊勢市・鳥羽市選挙区選出の野村保夫でございます。

この夏に少し肩のほうを故障しまして、そうしたら後ろの先輩議員から肩の力を抜けという御指摘がありましたので、力を抜いて質問をさせていただきたいと思っています。

まず、一見知事におかれましては、2期目の当選おめでとうございます。そして、新たに仲間になられました4名の議員の皆様、本当におめでとうございます。これからも共に切磋琢磨しながら頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず、1問目の伊勢湾口道路、東海南海連絡道の必要性についての質問に

入させていただきます。

伊勢湾口道路は、昭和62年、第四次全国総合開発計画で明記され、その後の第五次全国総合開発計画に当たる21世紀の国土のグランドデザインで示された太平洋新国土軸構想を構成する道路であります。太平洋新国土軸構想の発端は、昭和39年の国連調査団による提唱であり、静岡県から渥美半島、伊勢湾、紀伊半島、紀淡海峡、淡路島、四国地方、豊予海峡を経て、九州地方にまで至る約800キロメートルを高速道路で結び、既存の太平洋ベルト地帯を通る西日本国土軸と並行する新たな国土軸を形成する構想であります。

そのうち、伊勢湾口道路は静岡県浜松市から愛知県豊橋市、田原市の渥美半島約60キロメートルを通り、伊勢湾約20キロメートルを横断し、志摩半島約10キロメートルに至る総延長約90キロメートルの構想路線で、三遠伊勢連絡道路として三重県新広域道路交通計画に位置づけられています。

伊勢湾口道路ができることによって、東名高速道路、新名神高速道路、伊勢自動車道と接続すれば、完全に伊勢湾がループ状態でつながり、伊勢湾環状道路となって中部圏の連携が強化され、大きく経済発展につながることと思っています。

さらに、東京から伊勢志摩地域や紀伊半島地域への最短ルートとなり、三重県、奈良県、和歌山県の発展に大きく寄与するものと思っています。そして、近畿自動車道紀勢線も着々と整備が進んでおり、紀伊半島の下を通るルート、アンカールートと呼ばれていますけれども、昨年、熊野川に橋を架ける新宮紀宝道路も完成し、あと残されている熊野市から紀宝町の区間が完成すれば三重県側は全て開通し、和歌山県側からも和歌山市から新宮市までほぼ完成していますことから、勢和多気ジャンクションから紀伊半島のアンカーパートを回って、和歌山市、奈良県、大阪府とつながり、近畿圏にも大きな環状ルートが出来上がり、中部圏、関西圏が八の字状態でつながり、大きく経済発展につながると思っています。

加えて、東海南海連絡道は、松阪市から奈良県五條市まで紀伊半島の中央部を横断するルートであり、京奈和自動車道と結んで紀伊半島中央を横断す

ることとなり、西日本に大きな経済圏が完成することになります。しかし、現在その構想も国においても動きがなく、事実上休止状態にあります。

そんな中ですけども、私がまだ鳥羽市議会議員であった平成26年頃と記憶しているんですが、伊勢湾口道路建設促進期成同盟会の活動が休止になったことを危惧して、田原市議会の議長が鳥羽市議会のほうを訪れていただきまして、建設の流れを止めることなく活動を継続しようということで交流が始まっています。昨日も田原市が鳥羽市のほうを訪れて交流を深めたということも聞いておりますので、そうやって地域では交流が進んでいます。平成28年には、友好交流協定も伊勢湾フェリーの中で結んで、ますます継続を強めるということになっております。

そして、私も少し関わっていたんですけども、少年野球大会も伊勢湾口道路建設促進事業として平成9年から始まって、今も伊勢市長杯、田原市長杯として継続しています。これもその当時の伊勢湾口道路建設期成同盟会のほうから少しの補助金を頂きながら継続した事業なんんですけども、これもそこが休止状態になったということから、少し流れを変えて伊勢市長杯、田原市長杯ということで今も続いているので、この頃子どもの野球もあまり見に行かないんですけども、そういうところには顔を出すようには心がけています。しかし、これはあくまでも自治体同士の交流であり、休止状態を変えるところまでは行っていないというのが現実であります。

しかしながら、昨年の能登半島地震において、半島地形であることから主要な道路も被災してしまい、救援ルートが限られ、復旧するためにまず道路網の整備が必要になってしまったことから、災害時の長期の孤立やインフラ停止等の対策の重要性も浮き彫りになっています。

紀伊半島も半島地形であり、海岸線に多くの集落があり、防災への備えが必要であると思います。関西圏、中部圏との経済発展にもつながり、紀伊半島における地方創生の取組を進める上でも、そして半島防災を考える上でも新たな道路計画が必要であると考えます。現在凍結状態にある伊勢湾口道路や東海南海連絡道の計画をいま一度推進に向けて取り組むべきと考えますが、

どうでしょうか。答弁をお願いいたします。

[一見勝之知事登壇]

○知事（一見勝之） 議員御指摘のように伊勢湾口道路、それから東海南海連絡道につきましては、新全国総合開発計画、それから第四次全国総合開発計画、そして平成10年に定められました21世紀の国土のグランドデザイン、この中で記載がございました。ただ、これも議員から御指摘いただきましたが、残念ながら事業仕分けの中でこのプロジェクトについては休止の扱いとなってしまったわけでございます。

今年の4月に改正半島振興法が施行されまして、半島防災の重要性、これは亡き岸本元和歌山県知事が提唱された言葉でございましたけども、これが盛り込まれたということでございまして、多々ますます弁ずというわけではないですけれども、やはり災害が起きたときには、先ほど中嶋議員の御質問にもありましたけれども、様々な方策を考えていく必要があるというのを事実でございます。

このため、今、当県におきまして、半島振興法に基づいて改定の作業を進めております紀伊地域半島振興計画でございますが、この中に伊勢湾口道路、それから東海南海連絡道構想を改めまして記載したいということでございまして、前回はたしか記載していなかったと思いますけれども、これを記載することによって、我々としてもこの道路に関してしっかりと対応していくということを掲げさせていただきたいと考えているところでございます。

御指摘のように、国が今、事業仕分けの関係で動けないということではございますが、国の考えもそのうち変わってくる可能性があると思っておりまして、それが変わったときに直ちに対応できるようにしていきたいと考えてございます。

[21番 野村保夫議員登壇]

○21番（野村保夫） 答弁ありがとうございます。

伊勢湾口道路や東海南海連絡道については、関係する自治体で構成する期成同盟会が現在休止中ということで、この期成同盟会の活動を再開させるに

はいろいろな課題があってクリアしていかなくてはなりませんけども、今回、半島振興計画に両道路構想を改めて記載する方向であるとのことなので、ぜひ第一歩を確実に踏み出していただきたいと思っています。

その上でもう1点知事の考え方をお聞きしたいんですけども、どのような道路整備を進めていく上においても、地元の意見をよく聞いて進めていくことが重要だというふうに思っています。私の地元鳥羽市においても、御存じのように答志島などの離島と本土を結ぶ離島架橋の整備が強く要望されているところでありますけども、私やら中村進一元議員やら、前の中村欣一郎鳥羽市長なども強く要望したところでございますけども、そんな中で今年の3月、議会で世古議員の一般質問において離島架橋の質問がありました。

そのときの知事の答弁では、BバイC、費用対効果の面から考えても、県単独で離島架橋を整備することは財政面から考えても非常に難しいということが示されたと思っています。こうした中で、先ほどの伊勢湾口道路は鳥羽の離島付近を通るルートを想定されていると私は理解しています。

そこで、先々伊勢湾口道路の整備計画が進められた場合には、ルートの検討に当たって地元の意見を十分聞いていただいてその意見を反映させていただきたいと思っていますけども、その点について再度お聞かせください。

○知事（一見勝之） あらゆる事業、特に公共事業はそうなんすけども、地元の声をしっかりと聞いていかないと進められないというふうに思っております。古くは、例えばうまくいかなかつた事業としては成田空港、これは地元との調整が、地元だけではないんですけども、うまくいかなかつたということで、長い間空港計画がなかなか進められなかつたというところもござります。

道路も同様でございまして、用地の取得でございますとか、あるいは環境問題もございます。やはり地元の意見をよく聞くことが重要でございます。離島架橋につきましては、御同僚の世古議員から御質問をいただきまして、県独自の予算で進めるのはなかなか難しいというのは前回お答えしたとおり、おととしぐらいの想定で800億円ぐらいかかると。これは県全体の公共事業

費とほぼ同じでございまして、公共事業を止めるわけにはいかないわけでございますし、それから、さらに申し上げると、この800億円も今はもうさらに増嵩していまして、1000億円を軽く超える工事になってくると思います。

そういう意味でも、議員から御提案、明確な御提案ではないかもしれませんのが、伊勢湾口道路のルートを考えることによって島民の皆さんのお要望を満たすというやり方もあるうかと思っております。そのためにはやはり地元の皆さんの意見をしっかりと聞いて、国に対しても要望していくことが重要かと思っておりますので、今後とも議会の皆さんとも話し合いをさせていただき、三重県にとって一番いい形を取っていきたい、もちろん地元の方々の御意見を最優先したいと考えてございます。

[21番 野村保夫議員登壇]

○21番（野村保夫） ありがとうございます。

やっぱりルート選定に当たっても、漁場とか魚礁とかいろいろありますので、その辺りも決めていく上ではまた相談にも乗っていただいて、そこに離島の皆さんも利用できるような方策も考えていただくような方法で進めていただきたいと思っていますので、よろしくお願ひいたします。

では、続いて、練習船鳥羽丸の災害支援についてを質問させていただきます。

鳥羽商船高等専門学校は地域イノベーションの核として活躍してもらっております、三重県も鳥羽商船高等専門学校と黒ノリ養殖において、養殖管理に役立つ漁場環境データをモニタリングし、そのデータを養殖業者がスマートフォンにより確認できるシステムの開発を進め、現在伊勢湾内15の地点でデータを発信して活用してもらっています。

また、カメラを船体に取り付け航行することで得られる画像データや、位置情報から藻類の種類と繁茂状況を識別し、海域のブルーカーボンの炭素貯留量を自動計測するシステムを開発する等、水産業において様々な連携をしてもらっています。県の関係者の方も感謝していました。

今回、質問をさせていただきます練習船鳥羽丸は、鳥羽商船高等専門学校

の4代目の練習船として今年の3月に竣工いたしました。私と当時の副議長でありました小林議員や世古議員と共に竣工式に出席させていただいたんですけども、そのときはもう雨と風で、テープカットをしてもらっているんですけども、その状況も詳しく見えなかつたというふうなことで、そのときの記憶を小林議員は暴風雨というふうに表現しておりますので、それぐらいの雨の中で竣工式が行われたということでございます。

そして、竣工式のときにも見学させてもらいましたが、すばらしい設備であるということは分かっているんですけども、大勢の方が参加していますので、なかなか細かいところまで見せてもらうことができませんでしたので、今回新たにお願いして、鳥羽丸の持っている災害支援機能について、どのように地域に貢献できるのか、もっと災害対応ができないかという思いで江崎副校長にお願いして先日、再度練習船鳥羽丸を詳しく視察させていただきました。

当日、江崎副校長は出張で不在でしたけども、准教授の齊心船長と山野機関長から説明を受けました。また、その日は偶然に、知事御存じの鳥羽海上保安部の太田部長や下園次長ほか2名の方も同席となって、合計5人で視察をさせていただきましたが、そのときに、海上保安部の方と一緒にになったということで、練習船鳥羽丸の使い方を、海上保安部の方からの意見も聞きながら聞かせていただいたので、一石二鳥も三鳥もあったというふうに思っています。

ちょっと写真を使って説明をさせてもらいます。（パネルを示す）まず、練習船鳥羽丸が係留されているこの桟橋ですけども、皆さんにはどう見えるか分かりませんけど、浮桟橋なんです。普通のきっちとしたコンクリートの桟橋のように思うんですけど、これは浮いています。ここに2本の柱が立っていますが、後ろにも2本の柱が立っていまして、そしてポンツーン、浮桟橋からこの高さまでの距離が8メートルあります。ということは、この桟橋は高さ8メートルまで浮くということで、8メートルの津波が来ても、鳥羽丸共々この桟橋も浮き上がるということでございます。

そして、幅も8メートルあり、4トントラックがそのまま入ってこれるんですが、もう少し広いとここでUターンもできるんですけども、この先にある広場でUターンしてバックで入ってきて荷下ろしをするというふうなことになっています。

そして、気をつけて見ていただきたいのがここなんです。ここにハッチがあると思います。このハッチなんですけども、(パネルを示す)ここに階段がありますが、先ほどの浮桟橋のハッチを開けるとこの階段につながっておりまして、中はこのようになっています。桟橋の中に一つの部屋があるということで、ちなみにこの方が船長の齊心先生です。

(パネルを示す)現在はこのようなライフジャケットなんかが置かれておって、いろんなものを備品として置くことができるということで、先ほどのハッチの横にもう一つ大きなハッチがありまして、その上には鳥羽丸のクレーンが座っているので、重いものでもクレーンを使って上げ下ろしができるということで、非常に新たな発見をさせてもらって、初めてこの浮桟橋の中を見せていただきました。

鳥羽丸の写真もあるといいんですけども、このような鳥羽丸なんですが、(パネルを示す)長さが56.36メートル、幅10.6メートル、総トン数397トン、発電機も3基搭載している、そのような船になっています。この船について細部まで説明していくと時間がありませんので、災害支援機能についてだけ紹介をさせていただきたいと思います。

(パネルを示す)まず、乗船方法なんですが、ここに緑の入り口が見えると思うんですけども、これが自動で上げ下げできるバリアフリー機能になっています。今、ここに差があると思うんですけども、これは浮桟橋の厚さがないので、普通の岸壁ですとこの高さがちょうど岸壁の高さになるので、ここにエレベーターもついているということで、ここに乗ってもらって2階まで上がれると。甲板まで上がるというふうになっています。

そして、入り口なんですが、(パネルを示す)今、船長が開けているんですけども、気密性が大事ということで、あそこはきっちり止まっているんで

すけども、このように取り外すことができて、そのまま車椅子でも中へ入れます。

それと、続きまして、先ほどの入り口を入れるとすぐにこのような多機能トイレも整備されておりまして、（パネルを示す）車椅子が必要な方や病気の方も車椅子で入ってすぐこのトイレが使えるということで、このトイレと隣にある部屋は密閉できて自由に横の行き来もできるという、隔離機能もあるということでございますので、御理解いただきたいと。

そして、先ほど発電装置も3基搭載していると紹介しましたけども、災害が起きたときには被災地は停電状態になります。鳥羽丸で発電した電力を陸上に給電できるシステムも搭載しておりますし、災害時に必要な携帯電話の充電などもそこで可能になります。加えて、船の発電機ですので、可搬式の発電機に比べて長時間の発電が可能であるということです。そして、移動式のバッテリーとして、災害時に活躍が期待されております電気自動車にも充電できるようになっています。

そして、僕はこれが一番紹介したかったんですけども、（パネルを示す）ここに書かれているように、これは災害時に防災時船上基地局になるシステムなんです。災害になったらここに装置を設置します。ここに設置することによって、これが船の上のアンテナになります。下の装置からこのアンテナにつながって、ここから携帯電話の発信ができます。

地震などが起こったときには陸上の携帯電話の基地局がケーブルの断線などによって不通になってしまうんですけども、私の周りの人でも、電話線が切れて電話が不通になってしまっても、携帯電話があるから通話ができるというふうなことをよく言われるんですが、やはり基地局までの通信線も切断しますし、基地局も倒れます。ですので、そこから携帯電話が使えるということはないと思います。

そして、これはそのときに海上保安部の太田部長が言っていたことなんですが、能登半島地震のときに、沿岸部は見えているんですけども、沿岸部から少し奥に入ったところは全く情報がつかめない。例えば上空から見る

と消防車が見えているんですけども、消防の機関が来ていると思っていたら消防車は地元の消防団のものであったりとか、そういうことでなかなか奥の情報が細部までつかめないので、情報を発信するためにはどうしても携帯電話が使えることが必要であると。のために、能登半島地震においては二、三日間状況がつかめなかつたというふうなこともありますので、この基地局が移動できて、船が近くまで行って、そこが基地局になることはすばらしいというようなことも言っておられました。

そして、（パネルを示す）これは支援艇と、もう一つ、これは交通艇なんですけども、（パネルを示す）この下にちょっと見てもらうと黒いものがあると思いますが、この黒いものはソナーでして、ですので、鳥羽丸のような大きな母船が近づくときに、先に行ってここが通れるかどうかを見る事ができます。

今回の能登半島地震のときのように、海底が盛り上がったときには入れないということがありますので、そのときに、先にこういった小型の船で乗りつけて、海底の状況を確認してから、船が通れるとか通れないというふうになり、もし入れないときにはこの船を使ってピストンで荷物を運搬したり、人を運んだりすることができます。

そして、（パネルを示す）これは一番上の甲板にあるんですけども、見てのとおりヘリコプターの荷下ろし場になります。救援のときにはここにドローンが発着したり、ヘリコプターの上からここへ荷物をつり下ろししながら貨物の運搬ができるというふうになっています。

ほかにも、男女別のトイレや個別のシャワーブース、浴室なども装備しており、先ほども言いましたけども、新型コロナウイルス感染症のような隔離が必要な密閉できる部屋もトイレも併設して確保しております。当然キッチンや冷蔵庫、洗濯機などは装備されておりますので、すぐに避難所として機能ができる状態にあります。健常者の方は普通の避難所に入っていただいて、病人の方やお年寄りや小さな子どものいるような方などは鳥羽丸に入つてもらって避難所にできるのではないかというふうに思います。

これは海上保安部の方が言っておられたんですけども、今、巡視船いすゞが利用している中之郷岸壁や藤之郷岸壁には周りに小さな船や係留施設等がいっぱいあって、災害時に航路の啓開に時間がかかるよう思うんですけども、この岸壁はそういった障害物が少ないし、桃取航路から真っすぐ入ってこれることから、災害時には利用しやすいのではないかというふうに思っていると言っておられました。

それにこの場所なんですが、災害時に復旧物資が保管してあります三重県営サンアリーナから車で真っすぐ、もしも道路が通れたら10分もかからずにこの場所まで来ることができるので、船による物資輸送には特に便利なように思いますということを言っておられました。

このような災害支援機能を持った地域に貢献できる鳥羽商船高等専門学校の練習船鳥羽丸と、どのように連携を取りながら活用策を考えていくのかお聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

〔田中誠徳防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（田中誠徳） 鳥羽丸の活用について御答弁いたします。

令和6年能登半島地震では、アクセス道路が被災し、孤立地域が発生したことから、船舶を用いた物資や人員の輸送が行われました。南海トラフ地震を想定した場合、能登半島と同様の半島地域を有する三重県におきましても、船舶による支援活動は必要不可欠であると認識しております。

鳥羽丸につきましては、議員からも御紹介がありましたとおり、例えば浮桟橋やヘリコプターを活用して物資や人員輸送ができる機能や、係留している場所が県の物資拠点から近いといった特性は、特に沿岸部の孤立地域の発生が懸念される伊勢志摩地域への支援に大変有効であると考えております。

また、障がいのある方も利用できる多目的トイレやシャワーなどの機能は、避難生活を送る被災者の衛生環境の確保として期待されますし、さらに東日本大震災や能登半島地震では、大型船舶が着岸できない場合におきまして、小型船舶を用いた支援活動が行われており、鳥羽丸に登載されている支援艇による活躍も期待されます。

鳥羽商船高等専門学校との連携は県全体として重要であることから、令和4年8月に包括的連携協定を締結しております。協定には災害時の対応も含まれており、協定に基づきまして令和5年11月に開催した三重県・鳥羽市・伊勢市総合防災訓練では、鳥羽商船高等専門学校が保有する小型船あさまに御参加いただき、DMA Tを離島へ輸送する災害支援活動をしていただきました。

今後も鳥羽商船高等専門学校と連携しながら、鳥羽丸が有する機能を災害時に十分発揮できるよう、鳥羽丸にも訓練等に参加いただきまして、船舶を用いた災害支援能力の向上に取り組んでまいります。

[21番 野村保夫議員登壇]

○21番（野村保夫） ありがとうございます。

これも海上保安部の太田部長が言っていたんですけども、三重県南部の湾口は、例えば五ヶ所湾とか、古和浦とか、尾鷲港とか、結構狭いので、自衛隊の護衛艦のような大きな船は当然入れないので、鳥羽丸規模の船がちょうどいいのではないかということと、その辺りのところで先ほど紹介もさせていただきましたけども、ソナーをつけた小型艇も持っていますので、その辺りのところを使いながら行けば、本当に三重県の南部辺りの小さな湾の中まで入れると思いますので、活用のほうを考えもらいたいと思っています。

また、もう防災協定を結んでいるということなので、本当にありがとうございます。今後とも連携を図っていただきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、県道鳥羽磯部線について質問をさせていただきます。

今年の4月に鳥羽市長選挙がありまして小竹新市長が誕生いたしました。小竹新市長から、鳥羽駅周辺の無電柱化や道路の除草などとともに要望が出された中に、今回の県道鳥羽磯部線の道路改良というのがあったというふうに聞いております。そして、私も毎日利用する道路であり、初当選した8年前にも同じ質問をさせてもらいましたので、鳥羽市のほうからも要望が出たということもありまして、今回また質問をさせていただきたいと思っています

す。

まず、県道鳥羽磯部線を紹介させていただきます。（パネルを示す）この道は国道167号となっておりまして、ここが第二伊勢道路の白木インターチェンジになります。そして、国道からずっと通つてここが私の住まいである鳥羽市相差町ということになり、ここまで大体9キロメートルあります。位置は大体分かってもらえると思いますけども、今回はこの赤の部分について質問をさせていただきたいというふうに思います。

私たちの住んでいる相差町は鳥羽市の南部に位置し、鳥羽市役所や近鉄の電車が停車する鳥羽駅から約17キロメートルの南鳥羽と呼ばれる地域にあります。南鳥羽の中でも鏡浦地区と私の住んでいる相差町、国崎町、畔蛸町、千賀町、堅子町の5町で構成する長岡地区があり、人口は以前の8年前の質問時は2000人弱と紹介したんですけども、今は400人減って約1600人が住んでおります。

県道鳥羽磯部線はこの長岡地区の住民が鳥羽市街へ出るための道であり、パールロードもありますが、距離が長くなるため、ほとんどの住民がこの道を利用しています。大きなスーパー・ショッピングセンターもなく、買物をするにも、町内には日用雑貨を買える店はありますけども、やはり多くの品物がそろっているということで、車で約20分かけて鳥羽市街や志摩市へ買物に出かけています。

病院も、鳥羽には入院できるような総合病院もないため、住民の方は1時間に1本の定期バスを利用するか、自家用車を用いて県立志摩病院や市立伊勢総合病院、伊勢赤十字病院などに出かけています。消防署も鳥羽消防署南鳥羽出張所が新設されて早く来てもらえるようになりましたけども、乗せてから伊勢市、志摩市へは時間がかかるため、何とかできないかというふうに市民の方から要望をいただいているところです。

先ほど紹介しました約9キロメートルの道を通つたところに松尾駅があります。大体15分ほどかかります。伊勢市内の高校へ通つている生徒の中でも、クラブ活動や塾で帰りが遅くなる生徒は、定期バスも午後8時30分が最終の

ため、親御さんが松尾駅まで送迎しているというのが現状であります。

そして、平成24年頃から相差の神明神社の中にある石神さんという神社が有名になったことから、コロナ禍前までは大体毎年約20万人の方が石神さんにお参りに来てくれております。そして、この15万人というのは願い箱へ書いてもらった紙の数が15万枚ということなので、実際は男の人も一緒についてくることが多いので、もっともと人数は多いと思っています。

以前質問した当時からは、志摩建設事務所や県土整備部の方や地元の協力によって今はこのように改修をされて本当に喜んでもらっています。（パネルを示す）以前の道はここにあります、ここから通ってこう回ってこのようにつながっていたということで、ぐっと回っていたんですけども、皆さんの努力のおかげで真っすぐなすばらしい道ができたということで、本当に地元の方にも喜んでもらっています。

そして、今も生コンクリート工場の辺りで工事をしてもらっています。今年度も道路改築事業として約9200万円の予算も計上してもらっております、工事中であります。

そこでお聞きしますが、僕は8年間と言いましたけども、ここまで改良されてきた経緯と、今、工事されているところがあと何年かけてどこまで広がるのかということを、まずその辺りのところをお聞かせください。よろしくお願いします。

〔藤井和久県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（藤井和久） お尋ねのありました県道鳥羽磯部線の、今拡幅を行っております区間の整備状況等についてお答え申し上げます。

県道鳥羽磯部線は、国道167号の松尾北交差点と海岸沿いの鳥羽市南部地域を最短で結ぶ地元の生活道路であるとともに、多くの観光客が訪れる相差町へのアクセス道路として利用されています。また、一部区間につきましては、南海トラフ地震発生時に優先的に道路啓開を行う道路、いわゆるくしの

歯ルートにも指定されており、防災面においても重要な道路であると認識しております。

未改良区間として残っている区間は、議員から御説明いただきましたとおり幅員が狭く線形も悪いことから、大型車等の通行に支障を来しており、当区間の整備が必要であると認識しております。

まず、現在、現道拡幅を実施している鳥羽市松尾町地内の約500メートルの区間につきましては、令和元年度から事業に着手し、今、鋭意道路改良工事を進めているところでございます。当該区間につきましては、令和10年度の完成を目指して、引き続き一日も早い開通を目指して道路改良工事を進めてまいりたいと考えております。

[21番 野村保夫議員登壇]

○21番（野村保夫） ありがとうございます。

続いて質問をさせていただきます。

先ほど令和10年度までという辺りで改修工事もしてもらっているんですけども、そこから先、残されている国道167号までの区間については、ちょっと紹介をさせていただきますと、（パネルを示す）今、この右側のほうを工事してもらっておりまして、改修工事してもらっているこの右の上に生コン工場があります。下りるとすぐこれが農林堤なんです。農林堤なので、真っすぐ下りて、ここでまた90度に曲がってクランクになっているという状況です。農林堤なので拡幅は難しいと思いますし、ここからもずっと見通しの悪いカーブが連続して続いて広くなったり狭くなったり、ちょうど蛇が何かを飲み込んだような形になっています。

そしてこれは、（パネルを示す）車の後ろ側のほうはここまで拡幅してもらってきて松尾北交差点からここまで拡幅できているんですけども、ここから急に狭くなって、前から來るのは軽四輪自動車で、普通車の小さいほうの車だと思うんですけども、両方がこのような状態になっております。両側に家も建っておりまして、なかなか拡幅が難しいのかなというふうに思っています。地元の方は手前で、この辺りで待ったり、向こう側で待ったりして、

分かっている方は対向するのにもう事前に準備をするんですけども、やはり県外から初めて来た方などは、どうしても行き違いが難しいというふうなことがあります。

ここ1週間ぐらい前なんですけども、私がここへ出てくるのに、ちょうど前を大型バスが2台連なっていまして、ここをすんなり通るということは本当に難しいことで、今日も朝からもうダンプカーが前におると、ダンプが1台おるだけで9キロメートルの間で時間が5分変わってくるということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

鳥羽警察署の署長とも話したんですけども、野村議員、ここを大型バスが通るんですねというふうなことも言っておられるぐらい警察の方もここが狭いと感じております。

それと、（パネルを示す）ここに防護壁が見えると思うんですけども、もう20年ぐらいここに防護壁を建てたままであります。これはなぜかといいますと、この辺りがバブル当時の乱開発で、もう持ち主が転々と変わって、誰が持ち主か分からない状況にあるので、今、手がつけられない状況ということで、このように防護柵をしたままの状態で20年ぐらい置かれているということあります。

今後の渋滞緩和や安全走行を考えると、どうしても道路を拡幅してもらう必要があろうかと思うんですけども、先ほどお話しさせてもらいましたように、民家も両側にあるとか、農林堤の上を通っているとか、こんな状況を考えますと、新たなルート、松尾バイパスが必要になってくると思いますけども、当局の考え方についてお聞かせを願いたいと思います。

〔藤井和久県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（藤井和久）　ただいまお尋ねのありました県道鳥羽磯部線の事業中区間の北側のバイパス整備についてお答え申し上げます。

現道拡幅を実施している区間の北側に隣接する国道167号までの区間につきましては、令和7年9月に鳥羽市からもバイパス整備の要望をいただきているところでございます。県としましても、現道拡幅を行う場合には、議員

から御説明いただきましたとおり、沿道の住宅への影響や松尾ダムの天端を通過するという課題があることから、バイパスによる整備が有効ではないかと考えているところでございます。

しかしながら、道路整備予算に限りがあるため、まず我々といたしましては、先ほどお答えさせていただきました、事業に着手している現道拡幅区間の工事の令和10年度の着実な完成を目指して進めていきたいと考えているところでございます。バイパス区間につきましては、志摩建設事務所管内の事業進捗等を踏まえまして対応方針を検討してまいりたいと考えております。

[21番 野村保夫議員登壇]

○21番（野村保夫） ありがとうございます。

志摩建設事務所の予算の都合上ということもあるんですけども、最初の質問で人口が2000人いたのが1600人というふうに紹介をさせていただきました。この8年で400人も減ってきています。これからまだ人口も減っていくというふうに思うんですけども、やっぱり減っていく原因としては、通勤するのに時間がかかる、通勤しにくいといったことが原因ではないかと思います。そこに現役の若い方が住むには、やっぱりそういったアクセスの利便性というのは本当に重要となってくると思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

そして、先ほど部長のほうからは、予算も見ながらというようなものもあったんですけども、今、10年度まで現道の工事がというふうなことがありました。ですので、住民の方たちにも見えるようにしていくには、続いて工事を発注してもらっていくほうが住民の方も安心すると思うんですけども、その辺のところを少しお聞かせいただきたいと思います。

○県土整備部長（藤井和久） 御質問どうもありがとうございます。

先ほど回答させていただきましたとおり、まず、事業中区間の事業を進めつつ、今年の6月に国土強靭化の関係では第1次国土強靭化実施中期計画が閣議決定されたところでございます。そういう予算もしっかりと活用しながら、少しでも事業を進められるよう予算確保に努めてまいります。

[21番 野村保夫議員登壇]

○21番（野村保夫） ありがとうございます。よろしくお願ひします。

私も毎日この道を通っているわけです。私は今71歳、免許を取って50年を過ぎるんですけども、今考えると55年を振り返ってみると、本当によくなつたなという一面と、55年たってもまだセンターラインの引けた2車線ができるのかという気持ちと複雑なところがあるんですけども、ぜひとも何とか2車線化ができますようによろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、校内教育支援センターについて質問をさせていただきます。

不登校児童生徒は年々増えてきており、全国の小・中学校で約35万人と増加しております、不登校児童生徒への支援は大きな課題となっています。そんな課題を受け、令和5年3月31日、文部科学省から出された誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策、COCOLOプラン及び令和5年6月16日閣議決定の第4期教育振興基本計画において、個々の状況に応じた支援の充実が求められており、全国各地で不登校児童への対応や総合的な支援の取組が進んできています。

中でも、校内教育支援センターは、学校には行けるけど、自分の教室に入れないときや気持ちを落ち着かせてリラックスしたいときに利用できる校内の空き教室を利用した部屋のことで、さきに述べた国のCOCOLOプランにおいてもその設置が推進されています。

これを見て、県内の不登校児童生徒が過去最多となつてきている、国からも校内教育支援センターの必要性が示されており、県としても校内教育支援センターの設置が促進されるよう支援していく必要があると考えていると三重県教育委員会から各市町教育委員会に宛てて依頼もしています。かつては保健室や会議室、場合によっては校長室で対応していたときもあったと聞きますが、本来の機能での必要性が高まっていることや、人数も増えてきて対応し切れないことから、県内各地で設置に向けた動きが始まっています。

これを見てもらいますと、（パネルを示す）全国的にも校内教育支援センターの設置は進んでおりますけども、設置状況はこのモニターに示したとお

りであります。この赤いところが三重県なんですけども、全国平均は45.8%となってますが、三重県は29.6%の設置率となっており、全国平均より低いことが分かってもらえると思います。

このような状況の中、伊勢市では、令和6年度にCOCOLOプランの実現に向けて、小学校7校に校内教育支援センターを設置するとともに支援員を配置し、不登校児童への早期対応、早期支援を行う環境を整備しています。支援員とは、校内教育支援センターは教員の資格を有していないなくてもよいとされており、不登校児童に寄り添い、学習支援や相談支援及びスクールカウンセラーなどと連携を担う専門職のことを言います。

また、鳥羽市教育委員会にも確認いたしましたら、次年度から設置に向けて環境整備を進めているとのことでした。

そこでまずお聞きいたしますが、三重県における校内教育支援センター及び支援員の状況はどうなっているのか。進捗状況と三重県教育委員会の考え方をお聞かせください。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長（福永和伸） それでは、校内教育支援センターの設置について御答弁させていただきます。

不登校児童生徒は一人ひとり状況や背景が異なりますので、個々に寄り添った多様な支援が必要となります。その中でも、校内教育支援センターは不登校の兆候が見られる児童生徒や、不登校から学校復帰する段階にある児童生徒が学校内で安心して学び、相談することのできる場所でございまして、不登校の未然防止効果が認められる重要な取組であると考えています。

現在の設置状況ですが、令和7年7月の調査では、公立小・中学校における設置率は38.2%でございまして、さらなる設置促進に向けてまだまだ市町への積極的な支援が必要な状況です。

県教育委員会では、昨年度から県単独で校内教育支援センターの設置促進事業に着手しております、校内教育支援センターをまだ設置していない市町に対しまして環境整備や指導員配置に係る費用を支援しました。

この事業を活用した学校からは、登校するきっかけになった、校内で安心して過ごす場所となっているといった前向きに評価する声が多くありますし、これから設置促進につなげていくために、こうした成果を取りまとめて各市町教育委員会に周知したところです。

今年度は国事業が始まりましたので、市町教育委員会が校内教育支援センターの設置や指導員配置に要する費用を国と県が3分の1ずつ補助する取組を行っておりまして、申請があった9市町19校で活用いただいているところでございます。

[21番 野村保夫議員登壇]

○21番（野村保夫） ありがとうございます。

再度質問をさせていただきますけども、先ほど伊勢市では小学校7校に校内教育支援センター及び支援員を配置していると紹介しましたけども、まだ校内教育支援センターの設置及び支援員の配置がない学校が多く残っているとのことです。

また、支援員の配置時間は1日当たり4時間にとどまっており、支援員のいない時間は空いている職員や管理職の教員、養護教諭が対応しなくてはならない状況であり、さらなる支援員の配置が望まれています。同様のことを鳥羽市の教育長も言っていました。

さらに支援員の配置に対しても、国の教育支援体制整備事業補助金として、国、県及び校内教育支援センターを設置する市町が、先ほど教育長からありましたように3分の1ずつ負担する補助事業があると聞いていますけども、主に配置初年度の支援員への補助となっていることから、伊勢市においては7名の支援員のうち1名分の補助を受けるだけにとどまっていると聞いています。また、今後校内教育支援センターを増やす予定と聞いていますので、市の財政負担はますます多くなってくるというふうに思います。

今後校内教育支援センターを増やす予定の市町においても同じであると考えられますので、県として積極的な支援が必要ではないかと思いますが、国に対して支援の充実を要望していくべきと考えます。県の考え方をお聞かせ

ください。

○教育長（福永和伸） 今年度から国による支援が始まっているんですけども、まだまだ不十分だと私どもも思っています。補助対象が新規に設置する校内教育支援センターに限られていますし、従来から配置している指導員は補助の対象外となっています。また、国からの補助決定額が十分ではありませんので、校内教育支援センターの指導員の配置時間が限られて、教員が授業の空き時間に対応する必要が生じているということも承知しています。

そこで、県教育委員会では、令和7年4月に国に対しまして既存施設に配置する指導員も補助対象とすることや、指導員の配置に支障を来さないよう十分な予算を確保することを要望したところでございます。今後とも校内教育支援センターの設置促進、機能強化、継続運営に向けて、国に対し要望するとともに、県としても予算確保に努めてまいります。

[21番 野村保夫議員登壇]

○21番（野村保夫） よろしくお願ひします。やっぱりひきこもりが今、問題になっていますけども、ひきこもりにさせる前に手立てを打っていくということが大事だと思っていますので、この辺りのところはよろしくお願ひいたします。

そして、1問残してしまいましたけども、毎度のことなので、今回はすみませんということで、ここで私の質問を終結させていただきます。ありがとうございました。（拍手）

## 休 憩

○議長（服部富男） 暫時休憩いたします。

午後0時10分休憩

---

午後1時10分開議

## 開 議

○副議長（森野真治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 質 問

○副議長（森野真治） 県政に対する質問を継続いたします。22番 倉本崇弘議員。

[22番 倉本崇弘議員登壇・拍手]

○22番（倉本崇弘） 皆さん、こんにちは。草莽、桑名市・桑名郡選挙区選出の倉本崇弘でございます。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問のほうをさせていただきた  
いと思います。

まずは知事、2期目の当選おめでとうございます。

また、同日に行われました補欠選挙において御当選をされました4名の県議会議員の方々にもお祝いを申し上げたいと思います。おめでとうございます。

さて、選挙期間中、知事もいろんなことを有権者の皆さん、県民の皆さんからお聞きしたと思います。特に、ここ2回ほどの総選挙と国政選挙を通じて問われたのは、物価高騰対策あるいは国民の生活をどのように守っていくのかというところが大きな論点となったと思っておりますし、知事選挙においても、恐らく知事も県民の今置かれている切実な状況というのをお聞きになつたのかと思います。

そういう点で、喫緊の課題として物価高騰対策、しっかりとやっていかなければならぬと思いますし、国がやることをずっと待っているのではなくて、県としてもできることを先駆けてしっかりと取り組んでいくことが私が重要であると思います。

また、いろんなところで県民、市民の皆さんにアンケート調査をすると、必ず上位に来るのが公共交通政策であります。これは極めて重要なことでありまして、人口が減っていく中で、どのように公共交通の維持をしていくの

かというのは、今までと同じ流れの中でとても維持できないという状況に今なっているんだろうというふうに思いますし、新たな形というものをしっかりと構築しなければならない。

そういう中で、なかなか市町が主導してその形をつくっていくというのは非常に難しいと私は思っておりますし、そういう点で県が主導権を持って、関わっていく中でしっかりと公共交通を維持し、そして県民生活を守り、多くの人がこの三重県に住み続けられる、そういう環境整備に、2期目も知事、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

そういう思いも込めまして、幾つかの点について質問をさせていただきたいと思いますが、まず、冒頭で申し上げました物価高騰対策についてお伺いをしたいと思います。

近年の物価高騰は、エネルギー価格、原材料価格、物流費、人件費と、ほぼ全てのコスト要因をはらんでいます。

さらに最低賃金については、少し表を作つてまいりましたが、（パネルを示す）平成16年に三重県の最低賃金は668円であったものが、令和6年度には1023円に達して、20年間で約1.5倍に上昇しています。

このような物価高騰と最低賃金の上昇が同時に進行する状態は、県内の中小企業・小規模企業にとって極めて厳しい経営環境にあると言えるのではないかと思います。

特に、小売業やサービス業など、直接消費者に販売をする事業者においては価格転嫁が難しく、仕入れや人件費の高騰を販売価格になかなか転嫁できず、利益率が著しく低下をすると、もしくは利益がほとんど出ない这样一个状況に陥っていると感じます。このままでは、商店街や地域に根差した生活基盤の担い手として御活躍いただいている事業者が次々と廃業に追い込まれ、地域の暮らしそのものが揺らぐ危険性があると考えます。

こうした状況に対して、県が取り組むべき対策は、一時的な補助や緊急避難的な対応に終始するのではなく、中長期的で、かつ体系的な施策の展開であると考えます。

そこで、以下の5点について、特に重要なと思う点をお示ししたいと思います。

まず、1点目が価格転嫁を適正に進めるための支援についてです。

現在も国、県ではパートナーシップ構築宣言や下請代金支払遅延等防止法の運用強化などを進めていますが、現場では依然、価格交渉ができない、言い出しにくいといった声が上がっているというのは、知事もよく御承知のことだと思います。

特に、小規模事業者、飲食事業者では、消費者への価格転嫁が非常に難しく、その負担を自ら抱えているという形になっているのが実態だろうというふうに認識をしています。

したがって、県は、市や商工団体と連携をしながら、価格交渉力を高めるためのセミナーであったりとか専門家の派遣、あるいは親事業者との協議の支援といった実践的な支援をさらに強化していく必要性があると思います。これがまず、1点目です。

そして2点目は、省エネ・デジタル化によるコスト削減の支援についてです。

電気代や物流費は全国的に高止まりをしており、これを削減することは事業者にとって死活問題です。LEDや高効率設備の導入、省エネ診断などの実施、あるいは在庫・発注管理などのデジタル化を進めるなど、またはキャッシュレス、こういったものを進めていくことに対する支援が必要不可欠になっています。

特に、小規模な事業者にとって、人手不足の中で効率化は急務であり、デジタル化の支援というのは、個別に伴走型でしっかりと支援をすることが重要であると考えます。

3点目に、人材の確保と賃上げを両立する支援、これをしっかりとやっていく必要性があると思います。

最低賃金の上昇は避けられない流れであり、これは個別の生活者の視点で考えると、最低賃金が上昇していくというのは、先ほど冒頭で、20年間で

1.5倍の伸びがあるということをお示ししましたが、生活観としては、さらなる上昇が必要なのかなというふうにも感じますが、その一方で、これ以上上昇幅が広がっていくと小規模事業者のほうの経営はもたないという、こういった悩みを抱えている。県としては、そこをどのように整合性を取っていくか、うまく回していくのかという点が非常に重要だろうというふうに思います。

そういう点では、国の支援などを活用しつつ、人材確保の支援と賃上げ促進策を両立していく、こういった展開が必要であると考えます。

とりわけ、医療、介護、小売、サービスといった地域生活を支える業種においては人材不足が非常に深刻でありますし、賃金の引上げと働き方改革、これを同時にしっかりと進めいかなければならないという、こういった状況であると認識をしています。

そして4点目が、商店街や地域単位での協働化への支援、これをしっかりとやっていかなければならぬと思います。

単独ではなかなか価格転嫁が難しく、効率化も小規模な事業者においては難しいというのが実情でありますが、共同で仕入れを行うとか、あるいは商店街全体でキャッシュレスやデジタル化の導入などに向けて集団で取り組んでいくという、こういった取組をしっかりと後押ししていくということが私は必要なのかなというふうに思いますし、他県においても、こういった支援をしている県などもありますので、ぜひ参考にしていただいて、しっかりとやっていただきたいなというふうに思います。

そして5点目が、何より重要な高付加価値化であります。

なかなか価格転嫁が難しい中、コストを下げるというやや後ろ向きな取組ではなく、売上げを伸ばす、付加価値をつけて、より高い値段で買ってもらえるような環境づくりというのが必要なんだろうというふうに私は思います。

三重県では全国に誇れるブランドがたくさんあり、しかし、それらの三重県が持つ資源というものを小売業やサービス業の売上げにどのように結びつけていくのか、付加価値を乗せていくのかという仕組みづくり、これをしつ

かりとやっていかなければならないというのが、今の三重県が抱えている課題なのではないかというふうに思います。

こういった発想を取り入れて、ぜひ、地域の商業を、守るという発想ではなく、より稼ぐという方向に大きくシフトしていく必要性があると考えます。

中小企業や小規模企業の支援とは、単なる経済対策のみではなく、地域社会そのものを守る根幹的な施策であると私は考えます。商店街や小売業を単なる商品を売る場ではなく、地域の人々が集まり、暮らしを支える生活インフラそのものであると捉える必要性があります。

ここで考えなければならないのは、地域経済はもちろんのこと、地域社会そのものが今、崩れようとしているという状況を重く受け止める、こういった必要性があると思います。

そこで、県として、物価高騰対策と最低賃金の上昇という二重の負担に直面をしている、特に小規模事業者に対しての中長期的な支援についてどのように考えているか、お示しをいただければと思います。

#### [一見勝之知事登壇]

○知事（一見勝之） 選挙期間中にもいろいろお話を伺いましたし、それ以外に選挙が終わってからも、昨日もある地区の方から、スーパーが閉店をしてしまって、買物難民になっておるんやわと、何とかなりませんやろうかって話も実際いただいたりしています。

その答えの一つは公共交通であると思います。

議員からお話を、何度もこの場でもいただいているけれども、公共交通は、県とか市の行政にとって重要なものではあるんですけど、運輸行政そのものを地方自治体がやっていなかったということもあって、あまり得意じゃない分野なんですね。そういうところを今、国にも話をして、県とか市町を使って行政展開をするように言っておりますので、やがては変わってくると思います。三重県民の皆さんのお困りが多いところもあります。

したがって、大きな行政展開の柱に、公共交通を位置づける、前から位置づけておりますし、これからも力を入れてやっていきたいと思います。

一つは公共ライドシェアというのを使いまして、高齢者の方とか学生も移動するということを考えていかないといけないと思っています。

今後、病院の統廃合も、人口が減ってくると避けられない部分になってきますし、学校もそうです。そのときに、移動ができないということでは困りますので、それを解決する一つの方策が公共ライドシェアであると思います。

いただいた御質問とは直接関係ないので、その議論は、また別に譲らせていただきたいと思いますが、今、日本もようやく長かった失われた30年、35年という期間を抜け出して、コントロールされたインフレの中での正のスパイラルが始まろうとしているんじゃないかなと、楽観的にいうとそういうことになろうかと思っております。

物価が上がっていくのは、これは当たり前、今までではそうでもなかつたんですけど、したがって、日本は失われた30年、35年と言っていたんですが、物価が上がっていって、ようやく外国と同じような形になってくる。それに合わせて、人件費も上がっていく。これが今まで日本以外の国がとってきたやり方ですが、日本はそれに乗り遅れてしまっておったと。

その正のスパイラルをうまいこと回していくいかないかんのですが、最初のときはやっぱり弊害が出てくるということだと思います。どこにその弊害が出てくるかというと、御指摘のように中小企業・小規模事業者の方々であります。県内の企業の99.8%は中小企業でございますので、ここに出てくる弊害を除去しないとあかんということでございます。

中小企業は、給与対策だけではなくて、社会システム、おっしゃるとおりだと私も思います。

人口減少にとって一番大事なのはやっぱり雇用の確保なんんですけど、その雇用を生み出してくれているのが、三重県でいうと中小企業・小規模企業でありますので、社会全体が中小企業・小規模企業が倒れることによって大きな影響を受けます。ある意味、なりわい対策というのが非常に大事かなと思っているところでございます。

B to Bの場合は、やはり価格転嫁をしっかりとやっていくということだと

思っております。去年の4月には15団体で共同宣言もし、その後セミナーも開き、ようやく価格転嫁については社会的な風潮になってきたかなとも思っております。国も法律をつくりまして、価格転嫁を阻むことを許さないということになってきています。

ただ難しいのは、議員からも御指摘いただきましたB to Cです。簡単に価格転嫁ができない。お酒の世界で、私も話を聞いていますし、実はお茶の話も選挙期間中に聞きました。抹茶の価格が高くなってきたので、抹茶を作る人が増えてきた。煎茶を作る人が減ってきてるので、煎茶の値段が実はそれで上がってきていると。上がってきたのは悪くはないんですけど、それを高い値段で小売で急には売れないので、小売店がもう店を閉めるという形になってきているという話を聞いています。B to Cの価格転嫁をどのようにやっていくのか、直ちには難しいと思います。

お酒も同じで、酒米が上がってきている。基本はやっぱり経済原則でいくと、原料が上がるのなら販売価格も上げるべきなんんですけど、急には上げられない。

いわゆる激変緩和策というのを考えないといけない。そこを支援することなんですが、この支援は実はもう刃の剣でもあります。生命維持装置をつけることになる可能性があります。この生命維持装置は、やっぱり外さないといけないというか、ずっとそれを支援し続けるのは難しいので、どこに出口戦略をつくるかというのも大きなポイントであります。1番目の価格転嫁については、以上の考え方を持っております。

それから2番目のコスト削減支援については、デジタル化、省電力化、効率化、非常に重要です。そのために、私どもは今まで中小企業の支援策として、累次の補正予算でも施策を講じてきましたし、当初予算でも制度を持っているところでございます。また、足らざる点があれば、それを加えていきたいと思っています。加えて、経営指導員による支援というのもやらせていただいています。

3点目の人材の確保につきまして、賃上げも伴いますけど、医療、介護、

小売、もう日本人では難しい、まだ働いておられない、または働く意思を持った女性の方、あるいはシニアの方に働いていただくのは当然として、さらには、外国の方にも働いていただくように、医療や介護の現場で働いていただくように、インドネシア、ベトナムにも行って、MOUも結ばせていただいているところです。

そして4番目の協働化、これについては、他県の優れた例を参考にしながら、この支援も我々はやらせていただいているところですが、さらに強化すべきところがあればやらせていただきたいと思っています。

そして、5番目の高付加価値化、これが何よりも自立するために大事であります。それを促していくために、我々として支援できるところは、例えばブランド化であったり、あるいは商品の販売集積といったことも我々としては考えていって、そこに買いたいものがたくさん、種類が多くあるということであれば、購買層もそこに集まつてくる可能性がありますので、そういうことを今後考えていくべきだと思っています。

引き続き、関係の機関だとか団体、去年の4月に15団体とやりましたけど、そういうことを私どもも意見交換しながら、効果的なやり方を考えていきたいと思います。

[22番 倉本崇弘議員登壇]

○22番（倉本崇弘） ありがとうございます。御答弁をいただきました。

特に、小売業については価格転嫁が難しいというのは、知事も認識をしていただいているとおりだと思いますし、そこは今現在もやっていただいているとは思いますが、さらに加速してしっかりとやっていく必要性があるのでないかというふうに思います。

加えて言えば、B to Bのところも、お話を伺いしていると、やはり、ここ数年、年々物価が高騰していますので、一旦価格転嫁をもらって値段を上げてもらったけれども、上げてもらった時点ではもう既に物価がさらに上がっていて、もう一度、もう一段値上げしないといけないという状況になっていると。これは非常に言い出しにくいという話もお聞きをし

ますし、また、言ったところで、この間上げたのに、またかということも言われるというお話もお伺いをしますので、注視をしていかなければならないと思います。

価格転嫁がB to Bについては一定できていると思いますし、御努力をいただいていると思いますが、その中でもまだ足りない部分であったりとか、今まででは物価がそれほど大きく変動しないという中でビジネスモデルが構築をされているのが、それがここ数年、急に物価が上昇していくという局面に入っているので、これは是正措置のようなものがしっかりと必要なんだろうというふうに思いますし、県としても、いろんなところに注視をしながらぜひ御努力をいただきたいなというふうに思います。

それでは、2点目の公共交通についてお伺いをしたいと思います。

とりわけ、地域を支えているバス路線の維持・確保についてお伺いをしたいと思います。

公共交通は、単なる移動の手段だけではなく、地域社会の基盤そのものであります。これは商店街等とも同じことであります。高齢者の方が通う病院であったりとか、あるいは子どもたちが学校に通う、通勤や買物に出かける、こういった当たり前の日常を支えているのが公共交通であり、とりわけバス路線であると認識をしています。

ところが、人口減少や少子・高齢化の中で、運転手の不足であったりとか、燃料費の高騰といった問題に直面し、多くの地域において、路線バスの縮小であったりとか廃線が相次いで起こってきています。

このような中、国土交通省も地域公共交通再構築事業を打ち出し、また三重県でも、交通不便地域等移動手段確保総合対策補助金を創設するなど、一定の取組を進められていることは承知をいたしております。

しかし、その一方で、市町でこれらの対策を講じていくのは負担が多過ぎるとか、あるいは人材的にも知見的にも不足しているなどの課題があるともお聞きをするところであります。

私はとりわけ、今回、幹線と枝線、フィーダーという観点から質問をさせ

でいただきたいと思います。

幹線というのは、ここで図を見ていただきたいんですけれども、（パネルを示す）今現在の公共交通の形というのはこんな感じになっていると思いません。これは岡山市が作った資料なんですけど、駅などの中心部からあちこちにバスが出ていている。そして、その間に拠点となるようなところ、この図でいくと、3本のバス路線全て、この拠点となるような1か所を必ず通つていているという、こういった状況になっている。この状況を、まずはこの太い部分を幹線として捉えて、これは主要駅であったりとか、主要な地域を結ぶ路線として確保をするということが私は非常に重要だと思っておりまして、こういった形に再構築をすると、利用者は比較的多く、民間事業者でも十分採算が取れるような状況も見えてくるんだろうというふうに思います。

一方で、この下の図を見ていただきたいと思いますが、下の図は、これ、幹線を1本通して、拠点のところから3本の枝線を走らせているという、こういった形にしています。これはつまり、駅から一旦バスに乗って、家の近くで一度降りて、もう一度乗り換えて、それで自宅に帰ってもらうという、こういったイメージなわけですが、これを実際にやっているのが、この図を見ても分かるように、岡山市ではこれを幹線と支線というふうに分類をして取組を今行っている最中であります。

ポイントとなるのは、この枝線の部分、支線の部分なんですが、これを全てバスだけで賄おうとするとなかなか無理が出てくるという状況でありまして、小型のバスに変えるとか、日本版ライドシェアを組み合わせるとか、あるいはデマンドタクシーを組み合わせるとか、あるいはコミュニティバスなどといった多様な公共交通手段を用いることによって、継続可能な形の公共交通に再編をしなければならないというふうに私は思います。

この現状という図のように、3本の路線が決まった1点から3か所に向かって走っていく。共通しているところはあるけれども、3本別々に走っているという状況だと、この一番太いところは維持できるかもしれないけれども、そのほかの2線については、これは廃線とか縮小とかという対象になっ

てきてしまうと。そうなってくると、地域の交通が維持できないので、ある程度乗客が見込めるようなところについては幹線で賄って、それ以外のところは少し手間になるんですが、一旦降りてもらって、枝線でカバーをしていくという、こういったことを一度検討してもらう必要性があるのではないかというふうに私は思います。

そしてもう一つは、同じくこの図を見てもらって、拠点となるところにパーク・アンド・ライドで自家用車を使って来てもらうと。自宅を出てから、そこまでは車で来てもらって、バスに乗り換えてもらって駅などに行ってもらうという、こういった公共交通の形というものを構築する必要性があるのではないかと私は思っておりまして、豊田市などでもこういった取組を今やっているということでございます。

そして、幹線と枝線の役割について、重要なのは、幹線部分を県ができるだけ主導して主体的に見てもらって、枝線の部分、地域の公共交通の部分をしっかりと県とノウハウを共有しながら市町で見てもらうという、こういった対策を講じていくことが私は必要なのではないかというふうに思います。

従来ですと、そこまでは県はやっていなかったというような状況だと思いますが、より一層、県の関わりを強くすることによって、結果として、維持可能な公共交通の形が見えてくるのではないかというふうに私は思います。

そこで、県の公共交通に対する考え方をお伺いしたいと思います。

〔生川哲也地域連携・交通部長登壇〕

○地域連携・交通部長（生川哲也）　バス路線の維持・確保についてお答えいたします。

路線バスは、高齢者の通院や買物、学生・生徒の通学など日常生活に不可欠な公共交通機関でございます。

しかしながら、人口減少やコロナ禍によるライフスタイルの変化に伴う利用者の減少、2024年問題による深刻な運転士不足、燃料費等の高騰によるコストの増大など、極めて厳しい環境に置かれております。

こうした中、地域に必要とされる公共交通ネットワークを路線バスが担い

続けていくためには、広域的な輸送を担う幹線と、地域内での日常的な移動を支える支線のそれぞれの機能に応じて、県と市町が役割分担しながら、利便性向上や運行効率化の取組を進めることが重要であると考えております。

県は、幹線につきまして主体的な役割を担っており、現在、43の路線に対しまして運行経費の一部を補助することで路線の維持を図るとともに、国、市町、バス事業者と連携しまして、利用促進や路線の再編に取り組んでいるところです。

例えは昨年度におきましては、先ほど議員から御紹介がありました岡山市と同じような再編例ですが、一部運行区間が重複している東紀州地域の幹線におきまして、パーク・アンド・ライドで高速バスに乗車できる海山バスセンターを乗継拠点に位置づけまして、路線再編により重複区間の解消を図りました。また、バス事業者が、海山バスセンターの乗継環境を改善するため、待合室を整備しております、その経費の一部を県が補助いたしました。

一方、幹線に接続するコミュニティバス等の支線につきましては、市町が路線の維持や再編等を担っております。

県は、市町のこうした取組を支援しております、市町が路線バスからデマンド交通への転換などを行う際には、国と共に積極的に助言を行うなどの伴走支援と、補助金による財政支援を行っているところでございます。

例えは、桑名市が進めているコミュニティバスを公共ライドシェアも活用したA I デマンド交通へ転換を図る取組につきまして、市とタクシー事業者の間の調整を支援するとともに、実証実験に要する経費の一部を補助しております。

また、こうした取組のノウハウは、ほかの市町の参考となるよう、県の地域公共交通協議会などの機会において共有し、水平展開も図っております。

引き続き、県と市町がそれぞれの役割の下、地域一体となって最適な公共交通ネットワークを構築できるよう取組を進めてまいります。

さらに今後は、市町の専門的な人材の育成などへの支援も強化していくたいというふうに考えております。

[22番 倉本崇弘議員登壇]

○22番（倉本崇弘） ありがとうございました。

今御答弁いただいた内容というのは、基本的には私が申し上げたことと同じことをおっしゃっていただいたのかなというふうに思います。

その一方で、ただ実態を見ると、少しづれているなというふうに感じるところなんですが、そのそれが一体どこにあるのかと考えると、今、補助をしている部分については、県もある程度前のめりで、主体的に関わってもらっていますが、補助をするまでには至っていないような路線であったりとか、路線を単体で捉えるんじゃなくて地域全体で捉えてでも、面的に捉えて、そこを維持するためにどういった体系がふさわしいのか、幹線となるべきバス路線がほかにないのかであるとか、そういった地域の実情の分析という点では、まだまだこれ、多分道半ばなんだというふうに思いますけれども、そういう取組を加速していくことによって、今おっしゃっていただいたことが実感として、現実にそういう形になっているよねと感じられるような状況ができるてくるのかなというふうに私は思います。

従来は、やはり県の関わりというのは非常に薄かったというふうに思いましたし、一見知事の下、かなり主体的に関わってもらえるようになってきたとはいいうものの、意識改革を含めて、市町の担当者の感じを見ていると、まだまだ主要駅まで何とか自分たちでコミュニティバスを走らせて、何とかアクセスできるような形をつくるなければならないんだと思っている側面が強いのかなというふうに私は思います。

お隣の市と、あるいは町と協力をし合いながら、維持可能なバスの形というのはどういった形なのか、民間事業者が果たすべき役割と、県が果たしてくれる役割と、市や町が果たすべき役割というのは一体何なのかということの整理がまだ十分進んでいないと私は感じていますし、ぜひその辺りの整理も含めてしっかりと取り組んでもらうことによって、幹線と枝線というのがより明確になってくると思いますし、特にパーク・アンド・ライドなどは一定予算も伴うことでございますので、ぜひ県としても積極的に支援をしつつ、

維持可能な形の公共交通というものを構築していただければと思います。これからの取組にぜひ期待をしたいと思います。

次に、3点目の中高一貫校についてお伺いをしたいと思います。

今まさに桑名市では、全市的に小・中学校の一貫校の導入に向けて検討をしています。

小・中の一貫校は、単なる義務教育の延長ではなく、9年間を通じて体系的に、継続的に学習環境を整えるという目的では、非常に優れていると私も思います。

ただ、現在の形は、小学校と中学校が分断をされており、中学校に進学をした段階で、学習環境であったりとか生活環境が変化をすることによって、学習の定着度であったりとか学習意欲が停滞していくということが指摘をされています。

文部科学省の調査によても、中学校の1年生の段階で学力が低下をする中1ギャップというのが全国的に課題となっており、連続的な教育を提供するというのは非常に意義深いというふうに思いますし、計画的に9年間学んでもらうというのは、これは保護者にとっても、生徒にとっても非常にメリットのあることだと思います。

一方で、桑名市において全市的に小・中の一貫校の計画案を市民の皆さんに向けて説明会を開催したところ、多くの方が参加をされました。土日4日間、午前、午後で8回やって、200人ぐらい入る箱の中に、ほぼいっぱいの人が来ているので、もちろん重複している人はいると思いますけれども、1000人近い人が桑名市の小中一貫校に関心を持ってお越しになったということです。

その中で、私もうち1回の説明会にお邪魔をいたしましたが、小学校の1年生と中学3年生で成長段階が全然違うじゃないかという、こういった御指摘をされていた保護者と思われる方がいらっしゃいましたし、多くの方がそういうといった不安を感じられていると思います。

このような状況の中で、これは桑名市の状況でございますが、県立高校と

しても、中・高の一貫校を検討してもらう意義は、私は幅広い選択肢を提供するという意味で非常に大きいと考えています。

桑名市が小中一貫校をやるから、県立の中高一貫校をやらなければいけないという、こういったイコールの関係にはならないと思いますけれども、それを検討する一つのきっかけとしては必要というか、あり得ることなのかなというふうに思います。

この中高一貫校の取組を進めることによって、今はなかなか県立高校で差を出していく、違いを出していくというのは難しい中で、県立高校の魅力であるとか、特色づくりにも寄与するものと考えますし、生徒の学力向上等々にも、他県の例を見てみると一定成果を上げているということをお聞きをいたします。

私も愛知県の県立中高一貫校、教育委員会の方のお話もお伺いをしに行つてまいりましたし、現場も見させていただきました。6年間あるから前倒しをして、単に中学校、高校の6年間で学ぶべきものを少し詰めてやって受験体制を十分に取っていくとかいう、そういったプログラムを組んでいるというよりは、むしろ、探究学習という生徒個人が興味を持つところをより深掘りしていくような教育をなされておりまして、非常に県立の中・高がやる教育としては、選択肢の一つとしてはあり得るのかなというふうに感じました。

こういった点で、私立との競合も比較的少ない、愛知県でも実際それほど競合はないというお話でございましたので、ぜひ一度御検討いただきたいなというふうに思います。

いろんな課題があります。教員の配置であったりとか、設備をどのように整備していくのかとか、入試制度であったりとか、どこの地域に設置をするかによって地域間の平等性、公平性などをどう担保していくのかであるとか、やらなければならない、クリアしていかなければならない課題は幾つもあると思いますが、だからといって検討しないということにはならないと私は思いますし、ぜひ一度、選択肢の一つとして中高一貫校を、県立高校の魅力づくりという観点から御検討いただきたいと思いますが、県のお考えをお伺い

したいと思います。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長（福永和伸） それでは、中高一貫校の設置について答弁させていただきます。

中高一貫教育校というのは三つの類型がございます。一つは中等教育学校というもので、これは一つの学校として6年間一体的に教育を行う学校です。二つ目が併設型中高一貫教育校、これは県立中学校と県立高校のように、同じ設置者の中学と高校を連携するものです。それから三つ目が連携型中高一貫教育校、これは私立中学校と県立高校のように、設置者が異なる中学校と高等学校を結ぶものです。

本県は、今、県立飯南高校と松阪市立飯南中学校、飯高中学校との間で、連携型中高一貫教育を実施しています。

高校授業料の無償化に伴いまして、高校の公立離れが懸念されている中、県立高校の特色化・魅力化は従来にも増して重要な教育課題となっておりますので、中高一貫教育校の設置はそのための選択肢の一つであると認識はしております。

実は、これは今まで検討してきておりまして、御提案があったのは、中等教育学校あるいは併設型中高一貫教育校のことだと思いますけれども、この併設型中高一貫教育校や中等教育学校につきましては、平成19年度から24年度にかけまして、有識者や保護者が参画する会議体を設置したり、あるいは平成27、28年度には府内会議を設置し、市町教育委員会へ聞き取りを行ったりするなど継続的に検討を行ってきています。

検討の中では、中高一貫教育は6年間の計画的・継続的な教育を通じて、個性の伸長や豊かな人間性の育成が図られることからメリットは大きいといった意見がある一方で、特色ある教育理念を掲げても、結果的にいわゆるエリート進学校となる可能性が高くて、小・中学校教育に与える影響が大きいとか、少子化が進む中、地域の中学校がさらに小規模化してしまうとか、受験競争の低年齢化を招くといった懸念も数多く示されてまいりました。

こうしたことから、県立の中高一貫教育校の導入は行わないという結論に至っているところです。

県教育委員会では、その後も継続的に情報収集に努めておりまして、令和5年度には他県の先進校の視察も行いましたけれども、これまで以上に急速に少子化が進行しております。依然として導入に向けた課題は大きいと捉えています。それと、県内には私立の中高一貫教育校が10校ありますし、また、公立で設置してくださいというような強い要望等は、私が教育長に就任してからも耳に届いておりません。

こうしたことから、現時点では設置について消極的に考えています。

引き続き、国の動向も注視しつつ、他府県の設置事例における成果や課題について研究してまいります。

[22番 倉本崇弘議員登壇]

○22番（倉本崇弘） ありがとうございます。

なかなか現状難しいというお話でございましたが、教育環境というのは刻一刻と変わっておりまして、特にここ数年大きく変わってきてるんだろうというふうに思います。少子化が進んでいるという流れは、これはなかなか止め難いものがあると思いますけれども、そういった中で、桑名市などでも小・中の一貫校をやらなければならぬような状況に、積極的に小中一貫校をやっているというよりは、むしろ少子化の中で何か形を変えていかなければならぬので、その選択の一環として、小・中の一貫校をやるという流れになっているんだと思います。

教育の形が、今までだと、小学校があつて、中学校があつて、高校があつて、これで特に大きな問題はなかつたので、今までどおりやっていけばいいんだろうというふうに思いますけれども、少子化がこれだけ進んでくると、やはり学校の在り方というのも抜本的に見直していかなければならない。教育長がおっしゃっていただいたように、私立の高校、中学校と、どうすみ分けをしていくかという観点は非常に重要だと私も思います。それが競合するような形でやる必要性はどこにもないと思いますが、その一方で、多様な

選択肢を県民の皆さんに提供することは、県の責務だと私は思いますので、現状なかなか難しいという御答弁ではございましたが、ぜひ今の教育環境を注視しつつ、今後もしっかりと検討をしていただきたいなというふうに思います。

次に、4点目の認定こども園等への監査体制の強化についてお伺いをしたいと思います。

長寿認定こども園をはじめとする保育施設についてお伺いをするんですが、昨年以来、県内においては保育現場で虐待の事実が明らかになり、県民の皆様には大変大きな衝撃を与えました。

特に、子どもの安全と成長を支える場であるはずの保育施設において、労働環境や人員配置の不備が放置をされ、その結果として子どもへの虐待が行われたということは、極めて深刻な問題であると思います。

保育現場は、本来であれば子どもと家庭から最も信頼をされるべき場所でなければなりません。その信頼が揺らぐことは、地域社会全体にとって大きな損失であり、再発防止に向けて徹底した対応が求められます。

そういった点では、従来の施設指導監査は、どうしても書類の整備状況や最低限の基準の確認に偏りがちであり、現場で実際起きている課題であったりとか、職員の働き方まで点検をするというのがなかなか難しかったということが指摘をされております。

三重県においては、一時期、コロナ禍もあってリモートで行われていたとか、そういった状況もありますが、この虐待事案を受けて、県では体制を強化してもらっておりまして、対面でやってもらうとか、あるいは専門的な観点を入れるということで社会保険労務士の方に同行をしてもらって、体制をしっかりとチェックをしてもらうということをやってもらっています。

子どもたちの安心・安全を考えると、こういった専門家の視点というものを入れてもらって、しっかりと監査をしてもらう、実効性のある監査をしてもらうということは、必要不可欠なことだろうというふうに思います。

そして、もう1点申し上げれば、こういった体制を虐待事案が起きたから

やるというだけではなくて継続的に、体制を少し縮小するとか、そういうことは場合によってはあり得るのかもしれません、めり張りをつけて、しっかりと専門家の視点も入れつつ、労働環境をしっかりと整備していくということは、人材不足の中で人材を新たに確保するという点でも重要だと思いますし、専門家に同行してもらって監査を行ってもらう、この体制はぜひ維持をしてもらいたいなというふうに思います。

そこで、社会保険労務士などの専門家の知見を加えたことによって、これまでの監査で見落とされてきた課題をどのように拾い上げられるようになったのか、また、それに基づき施設はどのように改善をされてきたのか、県としてはどのように評価をしているのか、具体的にお示しをいただければと思います。

[竹内康雄子ども・福祉部長登壇]

○子ども・福祉部長（竹内康雄） それでは、社会保険労務士の同行監査についてお答えをいたします。

県では、保育所等社会福祉施設における不適切な保育事案や施設利用者への虐待などの発生を契機に、令和6年度から、労務管理の専門家である社会保険労務士の同行の下、社会的な状況に対応した重点的な指導監査を行っております。

同行監査を行う施設につきましては、県内社会福祉施設の中から、過去の監査結果や施設の種類、地域のバランス等を踏まえ、計画的に選定をしておりまして、限られた人員や予算の中で、効果的な監査となるよう取り組んでいるところでございます。

令和6年度は、保育所・認定こども園で10か所、特別養護老人ホームや障害者支援施設などで10か所、合わせて20か所の施設に社会保険労務士が同行し、専門的見地から指導を行いました。

具体的には、社会保険労務士が労働関係法令の改正への対応や賃金計算・支払いの適正性などについて詳細に確認し、評価、改善点などのフィードバックを行ったところです。

また、こうした指摘事項だけでなく、ハラスメント防止への対応や施設職員の働き方の向上等に関する助言も行っておりまして、当該施設から、実践的で分かりやすく参考になったという声を聞いておるところでございます。

このように、社会保険労務士が監査に同行することで、監査の質の向上が図られるとともに、施設の労務管理、労働環境の早期改善など、一定の成果につながっていると考えております。

また、監査を担当する職員自身が、社会保険労務士との関わりにおいて労務管理に関する知見を深めるなど、県の監査体制全体のレベルアップにもつながっているというふうに考えております。

今後も、保育所などの社会福祉施設において、安全で質の高いサービスが提供されるよう、社会保険労務士等の専門家の協力も得ながら、計画的で効果的な指導監査を行ってまいります。

[22番 倉本崇弘議員登壇]

○22番（倉本崇弘） ありがとうございました。

一定成果が上がっているということでございますので、ぜひ継続的にやっていただきたいと思いますし、専門家の方に同行してもらうことによって、県職員の皆さんとのスキルアップにつながっているというのは、これは重要なことだと思います。ぜひ、しっかりと実効性のある監査を継続してもらって、二度とこういった虐待事案が起きないように、体制を強化してもらえばというふうに思います。

こういった虐待事案が起きますと、起きた園にとっても非常につらいことだと思いますし、起こった現場においては、それは責められるべき点があるんだろうというふうに思いますが、実際、細かくお話を伺いすると、そうはいっても人がいなくてとか、いろんな要因があると思いますから、そういった要因ができるだけ早いタイミングで除去するような形の監査になればなというふうなことを期待申し上げ、この質問を終わらせていただきたいと思います。

最後に、農政についてお伺いをしたいと思います。

人口減少と高齢化が進む中において、農地を守るということは非常に難しい環境になってきていると認識をしておりまして、農業を守るという観点だけで農地を守っていくというのは非常に難しい。地域に人がいなくなれば、そこで耕作をする人も実際いなくなるわけですから、地域コミュニティーをしっかりと守るという観点から、いかにして農地を守るかということをぜひお考えいただきたいという、そういう観点で質問をさせていただきたいと思います。

三つほどグラフを見ていただきたいと思いますが、（パネルを示す）これがまず、耕地面積です。ぱっと見て分かるように、毎年毎年減っていっているという状況です。

これは放棄地の面積推移でございますが、（パネルを示す）これは若干、右肩上がり傾向は傾向なんですが、ここで一旦下がっているのは、統計の取り方が若干変わったみたいで、それで若干減っているという状況がありますが、基本的には右肩上がりのトレンドは変わっていないという、こういったことだと思います。

一方で、農業に従事をされている方、（パネルを示す）これも年々減っていっているという、こういった状況です。

この状況の中で、農地をしっかりと守っても、それは耕作放棄地を増やしていくことになるぐらいなもので、なかなか農地そのものをしっかりと守るということにはつながっていないんだろうというふうに私は思います。

ある程度、農地を柔軟に活用することを一定認めていくことを、法的に難しい部分もありますが、難しい中でもできる部分については最大限認めていくということが必要なのではないかというふうに私は思います。

例えば農泊であったりとか、体験型観光の施設であったりとか、教育に活用するとか、福祉の観点から連携をして活用していくとか、場合によっては、条件によっては企業誘致なども含めて、多面的に農地の活用というものをぜひお考えいただきたいというふうに思います。

他県においても、いろんな実践例もあるようでございますので、そういう

た先進地なども含めて、三重県の農地の在り方については、ぜひ一度お考えをいただきたいというふうに思います。

特に、農地を守るという観点で、農林水産部を中心に仕事をしてもらっていると思いますが、それとともに、農業も一つの産業ですから、継続可能な産業の形というのは、やはり人がそこに定着をして、生計が立てられて、初めて産業として成立する、農業として成立するという観点からいくと、法律の枠組みがなかなか厳しいものがありますので、そこを超えるというのは難しい点はありますが、それでも最大限努力をいただいて、柔軟に活用していただければと思います。

そこで、農地における県の考え方についてお伺いをしたいと思います。

〔枠屋典子農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（枠屋典子） それでは、農地の確保と産業振興、地域の維持の関係についてお答えしたいと思います。

農地は、食料の安定供給を支える重要な生産基盤であることから、国においては、農地関連法令を改正しまして、確保すべき農地面積の目標を定めるとともに、農地転用許可に関する基準を厳しくするなどの取組を進めております。

これを受け、県では、国、市町、農業委員会等と連携しまして、農地転用許可制度等を適切に運用することで、優良農地の確保に取り組んでいるところでございます。

しかしながら、先ほど議員からお示しいただきましたとおり、県内の荒廃農地は増加傾向にございまして、令和5年度末時点では5890ヘクタールと、耕地面積5万6373ヘクタールの約10%となっております。

このため、県では、農地の集積・集約化に向け、農地の大区画化やパイプライン化などの基盤整備ですか、あるいは日本型直接支払制度による地域活動への支援を通じた農地の保全など、荒廃農地の発生防止や解消に取り組んでいるところでございます。

一方で、農村の活性化、それから地域コミュニティーの維持に向けて、

周辺の農業に支障を及ぼさない範囲で、市町の産業導入を促進する計画に位置づけられた場合ですとか、あるいは農業者が加工・販売施設を設置、管理する場合などには、例外的に農地転用ができるということとなっておりまして、農業と産業振興のバランスを図ることも非常に大切だというふうに考えております。

今後も、県としましては優良農地の確保に引き続き努めるとともに、地域の状況に応じた農地の有効活用が進んでいくよう、関係機関とも連携し、取り組んでまいりたいと考えております。

[22番 倉本崇弘議員登壇]

○22番（倉本崇弘） ありがとうございました。

農地については、関連法令が非常に厳しいこともありますので、なかなか現実的には難しいところがあろうと思います。

ただ、先ほども申し上げた繰り返しになりますが、その地域に人がいなくなれば、当然のことながら農業をする人もいなくなるわけでございますので、ぜひ、そういった観点も持ちつつ、法の範囲内で最大限有効に活用でき、そして地域の活力を失わないような農地の柔軟な活用をお考えいただいて、雇用経済部などとも連携を取りながら、取り組んでいただければと思います。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

## 休 憩

○副議長（森野真治） 暫時休憩いたします。

午後2時10分休憩

---

午後2時20分開議

## 開 議

○副議長（森野真治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 質問

○副議長（森野真治） 県政に対する質問を継続いたします。37番 今井智広議員。

[37番 今井智広議員登壇・拍手]

○37番（今井智広） 皆さん、こんにちは。公明党、津市選挙区選出の今井智広でございます。

議長のお許しをいただきましたので、この後、一般質問に入らせていただきますが、その前に、知事、2期目の御当選、本当におめでとうございます。多くの県民の方々に訴え、また、お声を聞かれたと思います。しっかりと県政を運営していただきたいですし、新たに議員になられた4名の新しい力が県議会にもきましたので、車の両輪でしっかりと三重県を元気にしていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず、1点目が、災害から命を守るためにということで、津波への備えとしてライフジャケットの配備を！ということあります。

これは、令和4年6月、石垣議員がライフジャケットを活用した水辺の安全確保といった質問をされました。そのときに、とても津波に重要やなと思いました。その点で、県内でしっかりとライフジャケットを、津波の危ない地域に配布をしてもらいたいと思うんですけど、県の考えをまず聞かせてください。

[田中誠徳防災対策部長登壇]

○防災対策部長（田中誠徳） ライフジャケットの活用について御答弁いたします。

沿岸周辺で揺れを感じた場合には、津波の発生を想定して少しでも早く、そして少しでも高く避難することが重要でございます。

令和7年3月に国が発表した南海トラフ地震の被害想定では、1メートルの津波到達時間が最速で3分と予測されている地域もあり、緊急避難場所へ

避難するまでに津波が押し寄せることも考えられます。

こうした状況におきまして、命を守るための行動として、ライフジャケットの着用もその一つと考えられます。

県内市町におきましては、津波による被害を防ぐ取組としてライフジャケットの配布等が行われております。例えば、熊野市ではライフジャケットを希望する市民に有償配布することや、南伊勢町では津波浸水想定区域にある小学校にライフジャケットを配備することが行われており、これらの取組に対して、県は財政支援を行ってまいりました。

また、木曽岬町では、町内全域がゼロメートル地帯に位置し、大雨等により浸水する可能性があることから、各戸を対象とした防災用品の購入補助制度にライフジャケットも対象品目として位置づけられております。

県といたしましても、家庭や地域において津波からの避難に備える際の品目として、ライフジャケットもその一つに加えるよう、県が作成する啓発冊子や県の防災アプリにライフジャケットについても掲載するとともに、県の補助制度を活用したライフジャケットに関する取組などを県内市町に紹介してまいりたいと考えております。

[37番 今井智広議員登壇]

○37番（今井智広） 県の取組を教えていただいてありがとうございました。

前回、被害想定が出されたときには、全国で想定死者数が約32万3000人、それが本年3月に新たな想定を出されたのが約29万8000人、そのうち津波の被害で亡くなられる方の想定は約21万5000人で約72%と言われております。そして、建物倒壊のほうは約7万3000人と、そのように想定がされております。

東日本大震災では90%以上の方が溺死という要因でお亡くなりになられました。能登半島地震は、約9割が建物倒壊ということで亡くなられております。

三重県は沿岸に近いですので、特にこの津波の被害から1人でも多くの命を守る、知事も全ての県民の命を守るということで、特に地震対策に力を入

れていただいておりますので、この辺、しっかりとやっていく上で、このライフジャケットの配備というのはとても重要だと、そのように思っております。

パネルをちょっと御覧いただきたいんですけれども、（パネルを示す）これは、南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会のほうで3月31日に発表されたものの三重県のものであります。津地方気象台のホームページにも出ております。

これを見ると、特に1メートルの津波の到達が10分以内、そして、10メートル以上、9メートルとか11メートル以上のもの、こういった津波が来るだろうと、これはあくまでも想定ですけれども、現在想定されております。不安をあおるということは一切考えておりません。でも、想定がされるということは、ここに対してしっかりと備えるということが、やっぱり三重県の取組として、市町と協力しながらやっていかないといけないんだろうと思っております。

その中で、先ほど部長から言っていただきました熊野市のほうが、当時の地域減災力強化推進補助金を使ってもらって、平成26年からやっていただいている、また、南伊勢町では小学校へ配布をしてもらっているということで、こういった取組を、特に危険性の高い市町、その中でも、その地域にお住まいの方、こういったところを県も、今後、調査する中でそういった家屋がどれぐらいあるのか、こういったこともお調べいただければなと思うんですけど、今後、この地震に対する各地域の危険度調査といいますか、こういったことをやられる御予定というのはあるんでしょうか。

○防災対策部長（田中誠徳） 今のところ具体的な考えはございませんけれども、議員のおっしゃっていただいたようなことをしっかりと検討してまいりたいと思っております。

[37番 今井智広議員登壇]

○37番（今井智広） 条例も知事がお考えいただいております。各地域によってやっぱり状況が違いますので、しっかりと、しっかりとときめ細かに、その地

域ごとの状況確認をしながら、今後の津波対策を進めてもらいたいと思います。

次に、災害時における医療搬送体制についてということになります。

例えば、今申し上げたライフジャケット等は未然に防ぐということですが、発災があった後、しっかりと重症者を搬送するということが重要となつております。

この搬送体制について、今現在、県のほうはどのようにになっておるか、教えてください。

[松浦元哉医療保健部長登壇]

○医療保健部長（松浦元哉） 災害、特に南海トラフ地震発生時の医療搬送体制の検討について御答弁を申し上げます。

令和6年能登半島地震が発災しまして、奥能登地域にある病院が多数被災を受けました。そこで、ライフラインの寸断ですか、医療従事者の不足等により医療が逼迫し、患者等を速やかに被災地外へ搬送する必要が生じました。

このため、輪島市等の被災地から被害の比較的少なかった金沢市内にある石川県立中央病院へ搬送拠点を設けまして、患者等を一時的に搬送し、症状を診察して搬送先を振り分けると、こういったことが能登半島地震では行われました。これはメディカルチェックセンター、MCCと呼ばれている仕組みであります。

この仕組みがありましたので、現在、本県が南海トラフ地震で被災したときに備えて、新たな搬送体制を検討しているという状況でございます。

[37番 今井智広議員登壇]

○37番（今井智広） ありがとうございます。

新たな搬送体制を今検討していただいておるということで、令和6年度第1回医療審議会災害医療対策部会のほうで、この救急搬送についての議論が行われたと承知をしております。

その中で、いろいろ資料も示されながら、先ほど部長が言っていただきま

したMCCをしっかりと取り入れた形の今後の三重県内の災害時の医療搬送体制をつくっていくということで、今、鋭意進めていただいていると思います。関係者の方には本当に心から感謝を申し上げますとともに、より実効性のある医療搬送体制を整えてもらいたいと思います。

その上で、私の意見も少し言わせてもらいたいと思います。

こちらのパネルになります。（パネルを示す）これが、その部会のときに出された資料であります。上が地域医療搬送、下が広域医療搬送ということで、特に、私は地域医療搬送が必要になってくると思います。

広域医療搬送のところの米印を見てもらうと、広域医療搬送のほうの対象者は、原則として被災地外の医療施設に搬送する時間を考慮しても、生命の危険が少ない傷病者と書いてもらっています。これはこれで、とても重要なんですけど、より危険性の高い人は、地域内で、また、隣接県としっかりと搬送体制をつくるということだというふうに、裏返して考えるとそのように思っております。その意味では、県内における、特に地域医療搬送をしっかりとやっていく、どこに拠点を置くのかということも重要であります。

一方で、そのときのこの資料も出させていただきたいと思います。（パネルを示す）これは、被害想定並びに傷病者、おけがをされる方がどれくらい発生するか、その発生に対して対応力がどれくらいあるかということで、ここにあるように、伊勢志摩、松阪・東紀州のほうがマイナスという数字になっております。

これも2012年のときのを基に作ってもらったので、今はもっと減っていると、そのように思っておりますが、こういったことを考えると、私自身としては、やはり三重県の南部、南勢地域の方々の被害が大きいことが想定される中、その皆さんをしっかりと搬送する、より近いところで命を救う拠点を設けるということが重要であるんだと、そのように考えております。

その意味において、被災される南勢地域の病院には、災害拠点病院があるんですけども、どうしてもアクセスできないだろうということを言われております。その意味では、松阪、津市のほうが、とても重要な拠点になって

くると思います。

南勢地域から一気に北勢まで運べればいいんですけど、なかなかそれも難しいので、まず、松阪、津の辺りに拠点が必要だと思いますけれども、部長のお考えをお聞かせください。

○医療保健部長（松浦元哉） 現在進めております新たな搬送拠点でございますが、議員がお示しいただいた1枚目のパネルでは、ＳＣＵということで、臨時医療施設を設置する、これが従来の考え方でやっておったんですけれども、これはすぐにはできませんので、先ほどの答弁で申し上げたように、MCCという、能登半島地震で行われたようなことが災害発生時すぐにできないかということで考えております。

そこで、南海トラフ地震を考えますと、やはり東紀州でありますとか伊勢志摩、こういったところの被災が大きいものですから、例えば、東紀州地域からの搬送を考えますと、一定の距離感とか、三重県の地理的要因とか、あるいは液状化する病院があったりとかを考えますと、議員のおっしゃられたような中勢の地域が一つの検討対象にはなってくるかと思っておりますから、具体的には、有識者の先生方の意見も聴きながら、今後、災害拠点病院長会議ですか、医療審議会の災害医療対策部会等での議論を踏まえまして、MCCを担う施設を選定しながら、南海トラフ地震に備えた本県の医療提供体制の充実強化をしっかりと検討していきたいと考えております。

〔37番 今井智広議員登壇〕

○37番（今井智広） ありがとうございます。

本当に、いざ発災となった後、傷病者の方をどのように、みんなで助け合うのかということが重要だと思います。特に専門的な災害医療に携わっていただく皆様方の活動がしやすいように、しっかりと搬送体制を整えるということが重要であると思います。

それと併せて、本年2月に救命教育とか救命ノートの質問をさせてもらいました、あのときに言わせてもらったように、それぞれ、私たち一人ひとりが、自分がいざ傷病者を前にしたときに何ができるのか。応急処置であった

り、そういったことをしっかりとみんなが習得といいますか、研修を受けられるような環境を少しでも大きくしていきながら、私たちができること、そして、地域の医療機関の人にやってもらうこと、また、災害拠点病院など、災害医療関係者にやってもらうこと、この辺りをしっかりとみんなで協力し合って、また、役割分担をし合って、1人でも多くの方の命を救うということが大事だと思いますので、しっかりと、今年度検討していただけるということですので、よろしくお願ひをいたします。

次に入らせていただきます。

次が、路面下空洞調査の実施についてということでございます。

これは、よく道路が陥没した、その理由としては下に空洞があった。もつといえば、八潮市の場合であれば、硫化水素が出て、そこから下水管が腐食をして、そして土がそこへ流れていって空洞ができるで陥没したということですけれども、何も下水管だけが問題じゃないと、そのように思っております。

現に、今回の議会への報告のところで、道路が陥没して、軽自動車が陥没箇所に落ちてタイヤがパンクした、タイヤが損傷したということで、そういった報告がありました。

これも大きい小さい関係なく、陥没は陥没であり、なぜ陥没したかといつたら、下に空洞があるということだと、そのように思っております。

その意味で、当然、八潮のことを見て下水管等の調査はしっかりとしてもらって、三重県もそこの安全対策はしてもらっていますけれども、今回取り上げさせてもらっておる、今見えない路面の下がどうなっておるのか、特に大切なところの調査をするべきだということで質問をさせていただきます。

8月25日、国土交通省は、国道を調査して、119か所で早急の対応が必要だ、道路の下に4739か所の空洞が確認できたということの発表がありました。これ、初めての公表、初めての調査だったんだと、そのように私は認識をさせていただいております。

1年間にどれぐらい陥没ってあるんだろうというと、全国で大体1万か所ある。そのうち都道府県管理道路は毎年約1000件前後ですけど、昨年は1200件ぐらい陥没をしておるということなので、道路下がどうなっておるかを見ないといけない。今はすごい技術が出て、マイクロ波等を用いて、しっかりと地中を見られるということあります。ですので、未然に防ぐということでは、今見えない道路の下がどうなっておるか、これを県管理道路の特に重要な幹線についてやるべきだと思いますが、どうでしょうか。答弁をお願いします。

[藤井和久県土整備部長登壇]

○県土整備部長（藤井和久） お尋ねのありました路面下空洞調査についてお答え申し上げます。

路面下空洞調査は、専用の探査車両等を用いて道路下の空洞の有無を把握し、道路陥没の未然防止につなげるものであります。

本県では、これまで日常のパトロールなどを通じて、道路の損傷の把握に努めてきたところであります、路面下空洞調査は実施しておりませんが、埼玉県八潮市における大規模な陥没事故を受け、議員の御認識と同様に、調査の必要性が高まっていると認識しております。

県管理道路の総延長は約3400キロメートルございまして、全ての道路を調査することは予算の制約から困難な状況であると考えておりますが、今後、交通量、埋設管の有無、緊急輸送道路であるか否かなどの観点から優先区間を選定した上で、国の取組も参考にしながら路面下空洞調査を、まずは試行的に実施してまいりたいと考えているところでございます。

[37番 今井智広議員登壇]

○37番（今井智広） ありがとうございました。

試行的に空洞調査をしていただけるということで、先ほど部長のほうから、県の管理道路が約3400キロメートルあると。私も調べさせてもらったら、そのうち、第1次緊急輸送道路で県管理のところは約188キロメートル、第2次緊急輸送道路が約492キロメートル、こういった、緊急輸送道路になって

おるような、特にそういったところで一度試行的に行っていただくとか、例えば、先日、四日市で、地下に水が入って、駐車場で本当に多くの車が被害を受けました。本当に被害を受けた方にお見舞いを申し上げたいと思うんですけど、あれだけの雨が降ると、ふだん道路下の入らないところに水が入っていくという可能性もあります。水が入ると、必ず砂とか泥と一緒に流していきますので、その意味ではそういった被害が発生した後のその周辺であるとか、また、先ほど申し上げたように緊急輸送道路など、県土整備部のほうで選択と集中を考えながら、試行的にやっていただいて、その結果を基に、今後どうしていくかというのもぜひ取り組んでもらいたいと思います。

先ほど申し上げた報告の、タイヤがちょっと損傷を受けたというだけで、それで済んだからよかったんですけど、小さい穴でも、そこにはまつて、もし、歩道のほうに車がはじかれてしまうと、歩行者とぶつかるとか、人身事故になる可能性もありますので、やはり路面下の空洞調査をしっかりと進めてもらいたいと思いますので、よろしくお願ひをいたします。

それでは最後に、県営住宅、こちらのほうの質問に入らせていただきます。県営住宅における空き住居修繕のスピードアップを！ということで、質問をさせていただきます。

これは、ここにおつてもらう県議会議員の方も、また、県の方も、多くの方が相談を受けることがあると思います。

県営住宅に応募しておるけれども、なかなか抽せんに当たらんのやわとか、自分の希望しておるところの募集が出ないんやわとか、また、あそこの県営住宅が空いておるんやけど、いつまでも募集に出ないんやわというようなことを、本当に最近、特にまた相談を受けるという形になっております。

当然、県営住宅は県民の皆さんが必要な方へ生活の場を提供するという、本当に重要なセーフティーネットの一つであると、そのように思っております。その意味から、なぜそれができていないのか、また、現況はどうなっておるのかというのを県土整備部とも意見交換させてもらいながら、調べさせていただきました。

まず、一つ目が、こちらのパネルになります。（パネルを示す）

課題を言う前に、お礼も言いたいと思います。お礼というのは何かというと、令和5年からのものを書かせていただいているが、県営住宅は、応募者の方がより入りやすいように、また、住んでもらっておる方が退去するときに負担が軽減されるようにということで、こういった様々な改善策をどんどんやってきてもらっております。

例えば、令和5年4月、連帯保証人確保の要件を廃止して緊急連絡人の選任でいいようにした。これは同僚の山内議員も一生懸命取り組んでもらいましたけども、そういう取組であるとか、下の写真は、子育て世帯向け改修、これは、より住環境を住みやすくするために、間取りを改修してもらったりとか、こういったことを一生懸命行っていただいております。

特に大きいのが、令和6年4月から浴槽・給湯器の設置負担を、それまで入居者の方にしてもらっていましたけど、県が負担する。これは非常に、入られる方、また、出られた方から感謝をされております。こういった取組には、まず感謝を申し上げたいと思います。

その上で、今、先ほど申し上げたようになかなか入れないというのは、県内でどういう状況になっておるのかということですけれども、（パネルを示す）これは令和6年定期募集、年4回あるんですけれども、その平均値として、これは応募倍率が4.5倍以上のものだけをちょっと出させてもらいましたが、九つの県営住宅でそういう状況が起こっております。

なかなか4.5倍以上となると、2倍でも3倍でも当たりにくいんですけども、そして各定期募集月によっても前後があるんですけども、これだけ応募倍率が高いと、やっぱりなかなか当たらないという声は聞かれて当然だと思っております。

もう一つが、（パネルを示す）空いておるのに、何で募集してもらえないんだろうということですけど、これは空室総数でございます。1152戸が空室となっておって、上にあるように今募集にかけるものが100余りあって、これから募集するために修繕中のものがあります。それを引くと、今現在、空

室総数が1005室という形になります。県が管理してもらつておる室数がオールで3988室あるんですけど、そのうちの1005戸が空いておるという形になります。空いておるというのは、修繕の見通しが立っていないということあります。

ですので、先ほどあったように、県営住宅、空いておるのに何で募集してくれやんのやろうというのは、この修繕になかなか手が回らない、予算が少ないということなんだろうと、そのように思っております。

しかし、冒頭申し上げたように、安心して三重県内で住んでもらうためには大切なセーフティーネットであります。申し込める人は、ある一定の条件があるわけでありまして、特に低所得の方々に安心してお住まいいただけるようにということで、この県営住宅を三重県としては提供しておるという状況でありますので、国や市、また、民間の事業体との兼ね合いもあると思いますけれども、1005室空いておるというのは、ちょっと多過ぎるんじゃないかな。少し修繕のスピードアップをしてもらいたいと思いますけれども、これは理事にお伺いしたいと思います。お願いします。

〔上村 告県土整備部理事登壇〕

○県土整備部理事（上村 告） 県営住宅の入居に関する取組についてお答え申し上げます。

本県には、現在、59団地、3988戸の県営住宅がございまして、このうち、耐用年数の経過等により募集を停止している住戸を除いた3283戸について、提供可能なところから順次、年4回の定期募集を行っているところでございます。

また、議員からも御紹介いただきましたけれども、これまでに入居要件や居住環境の改善に取り組んできたところでございます。

現在の県営住宅でございますけれども、約6割が昭和40年代から50年代に建設されたもので、平均築年数が49年となりまして、比較的新しい住宅や、やはり立地のよい住宅などに申込みが集中する傾向がありまして、令和6年度の平均応募倍率が2.3倍に対して、5倍を超えるところがあるという状況

でございます。

また、老朽化等により、昨今のニーズに寄り添えていない住戸がやはり一定数あるわけなんですが、修繕は予算の範囲内となるために、募集に回すことができない修繕前の住戸が多く残っていることも、応募倍率を高める一因となっております。

県としましては、施設を管理運営する指定管理者との間で、募集戸数の目標値を設定するとともに、応募倍率の高い住戸から優先的に募集のための修繕を行うなど、より効率的な住宅供給に向けて取り組んでいるところでございます。

引き続き、既存県営住宅のより一層の活用に向けて、指定管理者と共に、さらに緊密に連携をしながら、スピード感を持って取組を進めていきたいと考えております。

また、令和8年度には、住宅政策の目標や施策等を定める三重県住生活基本計画と、これと連携しました三重県公営住宅等長寿命化計画の改定を予定しております、その中で、地域別の需給バランスや市町の公営住宅の供給見通し等を踏まえ、新築や建て替えなども含め、県営住宅の在り方について中長期的な視点から検討をしていきたいと考えております。

県営住宅は、住宅に困窮する県民の暮らしを支える重要なセーフティネットの一つであると認識しております。今後も、県民の皆様の希望に沿うことができるよう、時代に合った県営住宅の在り方を常に考え、しっかりと取り組んでいきたいと考えております。

[37番 今井智広議員登壇]

○37番（今井智広） 御答弁ありがとうございます。

指定管理者の方としっかりと連携を取りながらスピード感を持って、スピード感を持ってもらうためには、現在の修繕に充ててもらっておる財源を増やすということが大事なので、これは総務部長のほうに、しっかりと来年度の要望等も聞いていただいて。

本当に切実です。県営住宅に入りたい方々というのは、本当に何とか、県

営住宅のほうへ、市営・町営住宅もそうですけれども、そういった公的な住宅へ入らせてもらいたいながら、生活を送っていきたいという、そんな切実な思いにしっかりと、より応えられるようにお願いしたいと思います。

そして、先ほどの答弁で1点だけ確認させてください。

今後の公営住宅等長寿命化計画の改定の中で、新築とか建て替えといふことも考えられるということでよろしかったですか。もう一度お願いします。

○県土整備部理事（上村 告） 現在の三重県住生活基本計画におきましては、基本的には新築は考えずに、現在の住宅の長寿命化によって対応していくことということで考えておりましたけれども、やはり、これだけ住宅が老朽化してきて、今のニーズに合っていないところが多くございますので、そういうところの新築、改築についても今後はしっかりと考えていく必要があると考えております。

[37番 今井智広議員登壇]

○37番（今井智広） ありがとうございます。

本当に、県が県民の方に提供してもらう必要な戸数というのをしっかりと市町や民間事業者、また、国等と協議をしてもらいたいながら、その分は毎回入っていただきておるような環境ができるように、今後取り組んでください。ありがとうございました。（拍手）

## 休 憩

○副議長（森野真治） 本日の質問に対し、関連質問の通告が2件ありますが、この関連質問は後刻認めることとし、暫時休憩いたします。

午後2時51分休憩

---

午後3時0分開議

## 開 議

○議長（服部富男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 質問

○議長（服部富男） 県政に対する質問を継続いたします。

最初に、中嶋年規議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。35番 東 豊議員。

[35番 東 豊議員登壇・拍手]

○35番（東 豊） こんにちは。

議長のお許しをいただきましたので、関連質問をさせていただきます。午前中の中嶋年規議員の質問に対する関連質問ということです。

知事2期目の政策集からお伺いいたします。

その中で、データに基づいた「インバウンド誘客計画（仮称）」についての項がございました。

実は今年の2月、私、一般質問をさせていただいたときに、最後ちょっと時間がなかったので、当時、生川部長でしたが、観光施策について、データに基づく観光施策を進めたらどうかという質問の最後に、観光立国ということはいつも知事はおっしゃっていました、その中で観光立県という言葉もお使いになられたので、そのことについて知事にお尋ねをしましたら、そのときの答弁が、あえて宣言するということも大事なことだと思いますと。これから議論を重ねていきたいという御答弁を、今年の2月にいただいた次第でございまして、それが今回、私もこの政策集（実物を示す）の中を拝見いたしましたら、はつきりと明記していただきました。

個人的には非常にうれしいなというふうに思うわけですが、もう一方では、現行の観光振興基本計画、令和6年度から令和8年度までの期間で設定をされているわけですが、観光立県という言葉は、言葉としてはないんです。にもかかわらず、政策集というのは県民との約束ですので、その中で観光立県のフレーズを使われるというのはやっぱり一見知事の思いが現れているんだと思います。

短い時間で質問をさせていただくので、端的に申し上げますけれども、旗

幟鮮明にされて、観光立県を目指すんだということのその言葉で、体制整備がより一層整っていく、県民も含めて、県の職員の方々も整うのではないかというふうに思います。

ただ、どういうタイミングで、どういう形で観光立県をフレーズとして使われていくのか、あるいは盛り込んでいくのか、計画の中にどう考えるのかというのをお聞きしたいというふうに思います。

○知事（一見勝之） 三重県、これから人口が残念ながら減っていくという中にあって、産業を維持していくことは何よりも重要でありまして、ものづくり産業、農林水産業、そして、それと並んで、観光産業というのは非常に重要な産業の柱になるというのは何度も申し上げているとおりです。

先ほど東議員、おっしゃいましたけど、2月に一般質問をいただきまして、観光立県三重というのを目指すべきだということで、お話をいただきました。そのときも、やっとるがなというふうに思いましたという答弁をさせていただいて、さらに、先ほど御指摘いただいたように、あえて宣言をすること大事なんだということを申し上げました。

それを受けた形で、政策集の中に、観光立県を実現する三重という宣言を、私自身としては、県民との約束という形で宣言をさせていただいたところでございます。

しかしながら、議員から、政策集だけではあかんがなと、やっぱり公の計画の中にちゃんと盛り込まなかんでって、そういう御趣旨かなとも思っております。

午前中も中嶋議員の御質問にお答え申し上げましたが、これから、インバウンドの計画を今年度つくってまいります。それから、来年度議論をして、再来年度からの観光振興基本計画もできるところでございます。私自身は、議員から御指摘も頂戴しましたので、それもあり、また、前から観光立国ということも申し上げておりました。フランスに倣うべきであり、そして、日本も10年ほど前から、観光庁もつくり、観光というのを政策の大きな柱にしておるということでございますので、外貨獲得の手段としても非常に重要な

ということで、これ、インバウンドに限った話でありますけれども、インバウンドに限らず、国内からの観光客も非常に重要ということで考えておりますので、これからインバウンドの計画も、それから観光振興基本計画も、有識者の方々にも入っていただきて議論をしていくことになると思います。その方々、恐らく否定はされないと思いますけど、観光立県の考え方について議論をし、公の計画の中に位置づけていくことを志向していきたいなど考えているところでございます。

[35番 東 豊議員登壇]

○35番（東 豊） ありがとうございます。

頭の中ではもうすごく出来上がっているんだと思いますが、手順を追って、議論を重ねて、いいものにしていきたいなと思っています。

去年、熊野古道が世界遺産に登録されて、ちょうど20年たちました。

地元でよく聞く話です。隣の和歌山県の取組は、やっぱり一歩前に行っているよね。三重県は後塵というお話をよく聞きます。確かにそのとおりです。

15年前、和歌山県は、和歌山県観光立県推進条例という条例をつくっておりまして、それがあるから計画があるわけですけれども、インバウンドにしても、それから、いわゆる持続可能な観光政策にしても、それから、特に宿泊とか民泊とか、それから食べるところとかというのが、非常にまとまった形で取り組まれているという実例があります。

私は紀北町、紀伊長島に住んでいますが、本当に熊野古道エリアに住んでいる地元の者としても、観光というのは持続可能な若い人たちの希望の一つであります。特に、個人旅行者がちらほら、最近、コロナ禍後にですけれども増えてきているという状況がございます。これをぜひ背中を押す形で、大リーグの球場の、観光三重という言葉もこの間ユーチューブで見せてもらいましたけれども、どんどんアピールをしていただきたいというふうに思います。

以上で、御答弁は結構ですので、隣の和歌山県に歩調を合わせて、積極的に取り組んでいただきたいということを申し上げて、質問とさせていただき

ました。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。（拍手）

○議長（服部富男） 次に、倉本崇弘議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。9番 吉田紋華議員。

〔9番 吉田紋華議員登壇・拍手〕

○9番（吉田紋華） 皆さん、お疲れのところかと思いますが、もうしばらくよろしくお願ひいたします。津市選挙区選出、日本共産党の吉田紋華です。

倉本議員の物価高・最低賃金上昇に対応した中小企業・小規模企業支援についてに關連して、質問をさせていただきます。

この夏には、2025年11月21日から三重県の最低賃金が1087円に上げられることが決まりました。これは去年からプラス6.26%、64円の値上がりとなりました。昨年の値上げ幅の50円を上回るものとなっています。

昨年の12月6日に、私自身が令和7年度当初予算要求状況への総括的質疑の際、中小企業向け賃上げの直接支援について伺いました。その際、雇用経済部長の御答弁の中には、中小企業が賃上げ原資の確保で大変苦労されていることを聞いていると述べられておりました。それから半年以上がたっており、さらなる最低賃金の値上げも決まった中で、様々状況も変わってきていくと考えております。

まず1点目、中小企業や小規模企業が賃上げできる体力や余裕があるのか。現状で、その点を県はどう把握しているのか、部長に伺います。

○雇用経済部長（松下功一） 昨年度に引き続いてということで、今年も最低賃金が上がったところでございます。

それで、今年実施しました県内事業所アンケートによりますと、経営上の課題というところで、人件費の増加というふうに回答している事業者が34.3%ということで、昨年から2.8ポイント上昇もしております。多くの中小企業が原資の確保で苦労されているという、昨年度と変わりのない認識でございますが、さらに事業所も訪問したりしている中では、頑張っているけれども、利益も少し減らしながら、採用の関係もあって、頑張って賃上げもしたとかいうような声も聞いております。

[9番 吉田紋華議員登壇]

○9番（吉田紋華） 御答弁をいただきました。

アンケートもされている中で、人件費が課題だということ、回答が2.8ポイント上昇したと、原資の確保に苦労されている状況に変わりないし、ひいては増えているということを確認させていただきました。

このように、実態を統計的に調査して、データとしてしっかりと把握していくただくことが、本当にまず必要ではないかと思っております。

そして2点目、伺いたいと思います。

昨年12月の私の予算の総括的質疑の御答弁の中には、こういった賃上げ直接支援を検討していくというふうに言っていただきました。それから、また半年以上がたっており、苦労されている割合も上がっている中で、厳しくなっていると言えるのではないかと考えております。

改めて、現時点での三重県による中小企業・小規模企業に対する賃上げ直接支援、その検討状況はどういったものかというのを伺います。

○雇用経済部長（松下功一） 現在の取組というところから申し上げますが、

三重県エネルギー価格等高騰対応生産性向上・業態転換支援補助金ということで、今年は賃上げも加算できる形で、そういった措置で補助金の交付もこれからさせていただく予定であります。

一方では、こうした補助金によるものと併せて、やはり地道に、しっかりと企業が体力をつけながらやっていくことも必要ですので、経営指導員というのを各商工会議所に配置しておりますが、これ、134名の配置をしております。これも県費でやっておりますが、こうした方々が、いろんな国の補助金であったりとか、あるいは県の融資制度、そういったものも活用しながら伴走支援して、着実に利益の確保ということで支援をさせていただいているところでございます。

今後もこうしたことで、例えば国の資金の活用とかを含めて、また考えていきたいと思っています。

[9番 吉田紋華議員登壇]

○9番（吉田紋華） ありがとうございます。

昨年12月に質問をさせていただいた時点では、岩手県が賃上げの直接支援に取り組んでいるというふうにデータを提示したんですけれども、現在ではさらに増えて、全国で9県、賃上げした中小企業への直接支援を行っている、そういう状況が増えているということがあります。やはり、こういった賃上げのための直接支援、行政がやることが必要だという認識が広まっているのではないかと思っております。

御答弁の中にあったように、厚生労働省も賃上げの支援、「賃上げ」支援助成金パッケージというものを行っていて、生産性向上だったり、非正規雇用のキャリアアップなど、そういう条件をクリアしていれば補助金が下りるというものがあるんですけども、現状、既にこれ以上ないぐらい大変で、忙しい働き方をしている労働者だったり経営者の皆さん、そういう状況を考えると、そういう条件をつけての支援というところでは、働く皆さんのがんばりを加速させるものであってはいけないと私自身は危惧をしておりま

す。

やはり賃金アップのための底上げ、行政がしっかりとやっていくことは待ったなしというべき状況かと思っております。国への要望も含めて、しっかりと検討を続けていただきたいと思っております。

最後、知事に伺いたいんですけども、2期目の御当選となり、今期もうぞよろしくお願ひいたします。

先ほど答弁の中で、失われた30年について触れられておりました。私ごとですが、今日28歳になったんですけども、ずっと失われているんですよね。実質賃金も下がり続けているわけです。

そういう中で認識を伺いたいのが、最低賃金のアップも含めた賃上げと県の課題としていただいているジェンダーギャップ解消、そして若者の県外流出、この二つそれぞれとの関連、そして賃上げ支援の必要性など、どう考えているか伺いたいと思います。

○知事（一見勝之） 賃上げの必要性につきましては、先ほど倉本議員の質問に対してお答え申し上げました。

28歳と非常に若くて、将来開けておられるということについては、誠に御同慶の至りでございますけれども。

30年なのか、35年なのか、ひょっとしたら35年ぐらい、日本は足踏みを、負のスパイラルに陥っていたんじゃないかという感じがいたしますが、今、そこはもう払拭しないといけないので、賃上げというのは、物価が上がっていきますから、賃上げをしないと、やはり日本全体が成長するということにはならないというのは先ほど申し上げたとおりであります。

若者の県外流出と、それから賃上げとの関係、これ、関係がないとは申し上げませんけれども、必ずしも一対一対応というわけでもないだろうと思っていますし、恐らく若者の県外流出には、賃金の安さというのも要因の一つかもしれないんですが、県境を接しているところというのは、賃金の影響が出てきやすいとは思いますけれども、それ以外の原因もあって、例えばジェンダーギャップというのが感じられる県なんだということになると、それも一因として県外に出ていく。それから、働きたい職種がないんだというようなことになると、県外に出ていく。様々な要因があるので、必ずしも賃上げだけが原因なんだということではないと思います。

いずれにしても、賃上げをせないかんというのは先ほど申し上げたとおり。

それからジェンダーギャップの解消は、これはこれでしっかりと取り組んでいかないかんわけですよね。賃上げをせないかんので、ジェンダーギャップの解消は後手に回りますということでも困るので、今、実はジェンダーギャップの解消については、戦略を議論しているところでございます。その中で、男性と女性の給料差、ここを解消していくということも大きなテーマとして盛り込んでいるところでございます。それは男性にとっても、女性にとっても、賃上げということで響いてくるということになるのであれば、この議論は関連していると思います。

〔9番 吉田紋華議員登壇〕

○9番（吉田紋華） 御答弁をいただきました。

最低賃金レベルで働いている非正規雇用の中には、やはり女性の割合が高くて、まさに三重県内でも経済面でのジェンダーギャップをつくり出している大きな要因だと、県もそういうふうに分析しておられるのではないかと思うんですけども、加えて、全国労働組合総連合加盟労組が各地で取り組んでいる最低生計費試算調査、7月に発表されたものですが、人間らしい生活に必要な最低生計費は時給1700円から1900円という調査結果があります。やはり生活にかかる費用が同じなら、賃金高いし便利な都会に行くよねということ、多いと思います。

様々な要因がありますけれども、賃金アップがとても大きい要因ではないかと。

こういうふうに若者や女性が、故郷、三重県で暮らすことを諦めないような環境をつくっていきたいと思っているので、しっかりと検討していただきたいです。よろしくお願ひします。

以上で終わります。（拍手）

○議長（服部富男） 以上で、本日の県政に対する質問を終了いたします。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

## 休 会

○議長（服部富男） お諮りいたします。明3日から5日までは休会といいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部富男） 御異議なしと認め、明3日から5日までは休会とすることに決定いたしました。

10月6日は、引き続き定刻より県政に対する質問を行います。

## 散 会

○議長（服部富男） 本日はこれをもって散会いたします。

午後 3 時20分散会